

令和6年2月27日

### 1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	深野	晃弘
書記	田中	浩章

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	馬場	浩義
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
定	住	高巢	雅彦
商	工	山口	幸彦
税	務	田代	秀明
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
林	業	月足	和憲
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
学	校	栗山	哲也
教	育	轟	拓也
上	陽	石橋	武
星	野	川口	良和

## 議事日程第3号

令和6年2月27日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 栗原吉平議員
- 2 古賀邦彦議員
- 3 原田英雄議員
- 4 川口堅志議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問2日目となりました。本日も最後まで議事のスムーズな運営に御協力をよろしく願いいたします。

お知らせいたします。栗原吉平議員、古賀邦彦議員、原田英雄議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信いたしておりますので、よろしく願います。

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。17番栗原吉平議員の質問を許します。

○17番（栗原吉平君）

皆さんおはようございます。このたび能登地方を震源とする大規模地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、今なお地震や瓦礫等の処理で大変な状況が続いている被災地域の皆様の安全確保、そして、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、今回の一般質問は森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

平成31年に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国から地方公共団体へ令和元年度から交付されているもので、来年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて国税として1人年額1千円を徴収される予定です。

法律の趣旨にも明示されているように、森林の有する公的な機能は林業振興という側面だけでなく、地球温暖化防止、災害の防止や水源の涵養、自然景観の保持という多面的で広く人々に恩恵を与えているものです。

この森林環境譲与税の用途については、間伐や路網整備の促進、森林整備のための人材育成、担い手確保、木材利用の促進と普及啓発に充てるよう用途が明確に示され、公開しなければならないとなっております。

我が当市におきましても、森林環境譲与税が交付されまして4年が経過し、森林の整備や林業の従事者の育成など独自の計画で活用がなされております。これまでの活用の現状、課題、そして、今後に向けた方針などについてお伺いをいたしたいと思います。

あとは一般質問席にてお伺いをいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問どうぞよろしくお願いを申し上げます。

17番栗原吉平議員の一般質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税についてでございます。

森林環境譲与税の活用の現状や課題と林業振興策についてという御質問でございます。

森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、間伐等の森林整備や担い手対策、木材利用の促進等に活用しております。また、森林の利活用促進による経営基盤の強化を図るため、森林経営管理制度を活用した施業システムの構築に取り組んでおります。

次に、森林環境譲与税の算定基準の見直しと事業の方向性はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

八女市においては、私有林人工林面積の譲与割合が増えることにより、森林環境譲与税の増額が見込まれることから、森林整備はもとより、地域の実情に応じた事業の見直しや拡充を図るなど、森林吸収源対策の一層の推進が必要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○17番（栗原吉平君）

私の一般質問の通告、(1)と(2)としておりますけれども、(2)のほうから先に議長よろしいでしょうか。

#### ○議長（橋本正敏君）

はい、どうぞ。

**○17番（栗原吉平君）**

それでは、(2)のほうから私の一般質問を始めさせていただきたいと思いますが、まず、いわゆる個人住民税均等割の枠組みを用いて国税として1人年額1千円を市町村が徴収するというようになっております。均等割の内訳が分かれますならば、税務課長、お願いをいたします。

**○税務課長（田代秀明君）**

お答えいたします。

冒頭議員のほうから説明がありましたように、令和6年度から住民税の均等割の枠組みを用いまして、国税として1人1千円市町村が徴収するものでございます。

この中身については、福岡県、八女市においては均等割が5,500円かかっておりますけれども、そのうち市民税が3千円、県民税が1千円、今回の森林環境税が1千円、福岡県の森林環境税が500円ということで、合わせて5,500円の内訳になっております。

**○17番（栗原吉平君）**

均等割の課税が5,500円と聞きましたけれども、福岡県の環境税というのはまた別個にありますから、これも後から質問いたしますけれども、この中には震災の復興債、いわゆる復興税も入っているのでしょうか。

**○税務課長（田代秀明君）**

お答えいたします。

復興特別住民税ということで平成26年から今年度、令和5年度までで10年間、1千円の分が復興特別住民税ということで引かれておりますけれども、それが終了いたしまして、令和6年度から森林環境税が導入されるということになっております。

**○17番（栗原吉平君）**

分かりました。

そうすると、私の資料の2枚目にありますように、国からの令和元年度からの譲与額というのがここにあると思うんですが、これは均等割で来ているならば、配分は変わらないなら国から来ておるならば、ざっと考えても贈与額というのは一定じゃなからいかんように普通考えているんですが、その辺はなぜか分かりますでしょうか。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

森林環境譲与税の事業につきましてははもともと令和元年度からこの事業がスタートしております。令和元年度のスタートした時点におきましては、この財源として地方公共団体金融機構の国庫再建金利変動準備金を活用されておりました。令和元年度当初は全国で200億円、それから、来年度につきましては600億円ということで、市町村の体制整備の進捗に伴いま

して徐々に増加するような設定をされておりました。そういったことから、このような令和元年度と令和5年度等の市町村に対する譲与額が変わっていくということになっております。

なお、令和元年度におきましては市町村等に対して8割、都道府県に対して2割、令和6年度からが市に対して9割、都道府県に対して10割（同ページ後段で訂正）という譲与割合となっております。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。9割と1割（同ページ前段を訂正）ということでございます。失礼しました。

#### ○17番（栗原吉平君）

分かりました。

来年度からいわゆる見直しが行われると聞いておりますけれども、納めるほうは環境税として取られるわけですけれども、今度入ってくるほうの譲与税というのは配分があるわけですね。配分の見直しで入ってくるということなんです、この配分の見直しはどのようになっていますか、お聞きをいたします。

#### ○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

令和5年12月22日に行われました令和元年度税制改正が閣議決定されたところでございます。森林環境譲与税に関わる譲与基準の割合の見直しが行われるということになっております。これまでの譲与税の活用実績等を踏まえまして、譲与基準に用いられます私有林の人工林面積の譲与割合を現行の50%から55%に、人口の譲与割合を現行の30%から25%に改正されるということになっております。

なお、林業従事者の割合につきましては、残りの20%という形の割合に変更されます。

以上でございます。

#### ○17番（栗原吉平君）

よく分かりました。

配分見直しが行われると、入ってくる環境譲与税は増えてくると単純に思ったところでございます。全く森林のないところでも人口割として入ってきていますので、それを全部基金に積み立てる自治体もありますけれども、国からの指令があったせいか、公園を緑化したり、あるいは公共物に木質化を図って木を使ったりというところがあるようでございますので、確かに森林環境譲与税につきましては大変いいところだと思ったところでございます。

それでは次に、これからどんどん多額にお金が入ってくるということで分かりましたので、お願いしている私の資料の一番最初、八女市の森林面積、樹種、樹齢について資料をいただきました。これについて全般的なことについて御説明をお願いできないでしょうか。よろし

くお願いします。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

お手元にお配りしております八女市の森林面積、樹種、樹齡、また、計画対象民有林の樹齡一覧について御説明を申し上げます。

八女市の森林総面積は3万1,525ヘクタールであります。そのうち計画対象森林の民有林面積が3万595ヘクタールになります。その計画対象民有林のうち2万3,790ヘクタールが杉、ヒノキなどの人工林となります。また、そのうち約580ヘクタールが公有林、八女市の市有林となり、各地域ごとに分類いたしますと、黒木地区57.79ヘクタール、立花地区21.89ヘクタール、上陽地区2.13ヘクタール、矢部地区283.75ヘクタール、星野地区214.98ヘクタールとなります。

計画対象民有林の樹齡一覧を見ていただきますと、51年生が収穫期といたしますと、それ以上の主伐時期を迎えた人工林が全体の64.22%を占め、杉に至っては約70%になり、かなりの高齡級の樹齡の民有林が存在しているということがこれを見ると分かると思います。

以上でございます。

**○17番（栗原吉平君）**

今の説明だと約580ヘクタールが八女市が持っている市有林ということになります。この市有林の平均樹齡というのは分かりますでしょうか。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

平均樹齡まで手元に資料を用意しておりませんでした。申し訳ありません。

**○17番（栗原吉平君）**

すみません。もう一点だけ。

保安林は民有林の中には何%ぐらいありますか。分かりますか。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

民有林の約半分が保安林ということで記憶いたしております。

**○17番（栗原吉平君）**

そこで、一番問題になってくるのが今からなんですが、まず、八女市の林業政策というのは非常に多種多様に充実されていって、どこの自治体よりも活発な施策がなされていると思っておりますし、また、林業生産者、それから、そこで働く人たちもある一定の評価を得ているということで大変感謝しているわけでございます。

そこはさておき、資料の2枚目ですね。資料の2枚目の下のほうに、森林経営管理事業と

いうのがあります。私は森林環境譲与税の実績を見てどこに一番力を入れる必要があるのかなと見たときに、この森林経営管理事業をしっかりとやらないと、これは大変なことになるなと思っているんですが、これについて、部長、どんな取組や体制をなさっているのか。ここは物すごい事務量と人を要するような部署でございますので、しっかりとやっていただきたいと思うんですが、部長はどういった見解でしょうか。

#### ○建設経済部長（若杉信嘉君）

今、議員言われましたように、森林環境譲与税の法制度化に伴いまして、国のほうでは森林経営管理法という形で、こちらの法律も同時に施行されたところでございます。

この森林経営管理法とは何かといいますと、まず、そこから説明させていただきますが、現在、森林所有者によります森林の経営とか管理が行われていない森林を対象として、森林所有者にまず意向確認をするということになっております。その意向確認というのが何なのかというと、森林所有者が今後森林の経営に携わったり、また、管理ができないという場合には、所有者の意向で一旦森林を市が預かって管理をしていくという形になります。

ただ、市が全部預かって管理をしていくというのはなかなか厳しい部分もございますので、あわせて、例えば、意欲と能力のある林業者等に一定の森林を集積して、それを再委託ということで林業経営者あたりに経営の管理を任せていくという法制度になっております。

今後はこの制度を活用して、現在、森林所有者への意向調査の準備にかかっておりまして、6年度から意向調査をするような形でしておりますが、自分で森林を管理するのか、それとも、預けるのかという意向調査を法制度を使ってやっていきます。それによりまして市がある程度森林を集積して、今後、林業事業体とか経営をやりたいという方々に経営管理の委託をやっていくという形の取組を進めているところでございます。

あわせまして、この法制度では意欲と能力のある林業経営者に委託をなささいということになっておりますが、八女市の場合は特に一人親方さんとか自伐林家さんあたりもありますので、この法制度を使いまして市が中に入って、例えば、一人親方さんとか自伐林家さんあたりにもどうですかという形で経営ができるような形で紹介をしていくという形で考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（栗原吉平君）

ありがとうございました。

ある意味この森林環境譲与税の使い方についてはここが私は心臓部だと思っているんですよ。それで、日本全国津々浦々森林形態が違うにしたって、八女地区というのは、まず、一つは林班が多い、個人の山があっちこちにあるという、言われたように、こういった山を森林経営の明確化ができるかどうかというのも非常に、意向調査でこういった調査をしてい

るか分かりませんが、それから、所有者が管理できない場合は森林を市町村に委ねる、こんなことができるのかな、どうやってしていくのかなというのは一つ問題もあります。

それから、今言われたように、森林経営に適した森林は市町村が森林経営に委託すると、いわゆるここで初めて自伐林業とか自伐型林業という人たちに市が委託するということになる、どんどん回っていくんじゃないかと思えます。

それからまた、森林が再委託できない場合には市町村がそれも管理するという強い言葉で書いてありますけれども、これを意向調査の中でどうやってしていくかということは大変事務等に人が要るんじゃないかどうかと思って、しっかりやっていただきたいなと思っております。

それから、今さっき言いましたように、森林所有者の中には分からない人がいっぱいおるわけですよ。今言ったように、林班が多くて、ここを通るにも誰々やった、ばってん、あの人はどこに行ったか分からさんばいと、あの人は亡くなってあるばいということになりますと、林道を造るのにも許可を取るのに物すごくかかるということで、そこで停滞してしまうわけですよ。こういった停滞が起こらないように森林経営管理制度があるならば、しっかりそこをやっていただきたいというのは思います。

また、今の私の質問の中にもありましたように、いわゆる不明者、あるいは何代もじいさんが持ったそうですね、そげんなると、名義変更も諦めてしまうという状況がありますし、山から出ていった人というのは都市部に住んでいるもんですから、都市部の考えの中で土地の値段とか杉の値段というのを考えるもんですから、とにかくうっちゃくと、山は誰もうっちゃくと、親戚同士でもどげんかなってしもうとるけん、やめとけというところがいっぱいあるという状況の中で、そういった仕組みが検討されているという話を聞きましたけど、これはどうなっていますかね。分からない林班があったり、不明者がどこに行ったか分からないといったことは、市町村が管理できるのは委託されている仕組みを聞きましたけれども、ありますですか。

#### ○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

所有者不明の山林はということだと思いますが、所有者不明の山林につきましては、様々な諸条件がございますが、周辺の森林と一体となって整備する中でその森林管理を行う必要があるという森林でありますならば、所有者不明の探索、公告を行いまして、県知事の裁定を得て市が経営管理権を取得するという流れになってまいります。

以上でございます。

#### ○17番（栗原吉平君）

ぜひ頑張ってほしいと思います。

今の2枚目の資料、上からずっと8項目ぐらい整備がなされておるわけですが、例えば、森林環境保全整備促進事業なんていうのは4年度から始まったし、森林保全整備促進事業は令和4年度は使っていないです。この表を見てみると、何がどうなっているのかというのは分かりませんので、この説明をお願いできますか。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

八女市におきましては、基幹産業でもあります林業の振興に当たりまして、この森林環境譲与税が交付される以前より様々な林業振興事業に取り組んでまいりました。この森林環境譲与税導入後は、譲与税の有効的活用を図り、各種事業の制度設計の再構築に取り組み、さらに充実した林業振興事業に取り組んでいるところでございます。

そういったことから、令和元年度から令和3年度までは全く数字が上がっていない、令和4年度からはぽつんと数字が上がっているという資料になっておりますが、そういった再構築を行って、引き続き林業の振興事業を行っているということでございます。

以上でございます。

**○17番（栗原吉平君）**

ありがとうございます。分かりました。組替えを行ったということで理解してよろしいかと思えます。

それで、間伐材の生産ということで資料の3枚目に搬出事業と載っておりますけれども、八女市単独の1千円の次が1月の補正で多分500円の燃料高騰に伴う補正で間伐材の補助をされたと思うんですが、1,500円ということになっておりますけれども、さっき言いましたように、山奥にあるところからいわゆる間伐材を運ぶまでの土場集積地までに持ってくるのに物すごい時間と費用がかかるわけですね。ところが、その先はトラックの搬出運賃については1千円プラス500円の1,500円を払いますよということなんですが、運ぶときから土場までの事業というのはこの中には含まれていないということですかね。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

今、議員のほうから御質問がっております間伐材の搬出に伴います事業につきましては土場から共販所までの運搬経費ということになっておりますが、もともとの森林環境保全整備促進事業の中に間伐材等の施業に関わる補助というのをやっております。そういった中にそういった施業の歩がかり的に費用が組み込まれておるということで御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

**○17番（栗原吉平君）**

分かりました。

それで、最初の譲与税の福岡県の森林環境税、森林環境譲与税と福岡県の環境税、分からん言葉が2つあって、均等割として1千円取られて、プラス福岡県の環境税として500円取られるということなので、福岡県の環境税は何に使われたのか、500円のあれは。森林環境譲与税は今言われるように、こういったことに使っていますよということは分かりますけど、福岡県の環境税はまた500円取られています。これは平成16年からもう二十何年取られていると思うんですが、この使い道というのはどうなっていますか。

#### ○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

県の森林環境譲与税につきましては、長期間放置されております民有林に対しまして今後公的機能が発揮できなくなるおそれがある人工林の機能を回復するために、長期的な森林の保全を目指すための事業といたしまして共同間伐等の事業に取り組まれているところでございます。15年経過いたしますけれども、平成20年からのその事業に対しまして、この共同間伐事業も含めてでございますけれども、総事業費が31億円ほど県のほうから交付されておることとございます。

なお、荒廃森林の再生面積につきましては令和4年度末で延べ6,103ヘクタールに及んでおるところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。県の環境税でございます。失礼いたしました。

#### ○17番（栗原吉平君）

これが間違うんですね、本当は。実は荒廃森林整備事業の実施に関する協定書というのを私は持っているんですが、これは私と八女市長と契約ということになっておりますけれども、当然そうであると思うんですが。間伐には強制間伐と普通の間伐と今2種類あるように言われましたけれども、恐らくこれは強制間伐の協定書かなと思っていたんですけど、来ていまして、私の山が林齢が27年生で3反8畝の整備内容が間伐というふうに八女市と経営協定を結べということで、福岡県の環境税ならば、八女市が事業は負担しますよという協定書。私はそれを読んだだけで判を押しました。私したくないからですね、市がやりますからということなんですけど。

ずっと読んでいきましたら、第6条に荒廃森林整備事業の実施に伴い生じた伐採木を対象森林内に保管する義務を負うと書いてあるんですね。これは間伐材は出すなど書いてあるんですよ。これは私もびっくりしましたね。八女市は間伐材は出してくれと、補助もするから出してくれと言いながら、福岡県の環境税は、間伐材は林内に保管せろと書いてあるんです。これは強制間伐するならば、そこに切捨て間伐だけで終わらなさいということだろうと

思うんです。この差というのは、住民は戸惑いをするんじゃないかなろうかと私は思っているんですけど、そこはどう説明をされるか、お答えをお願いします。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

議員御指摘のように、切り捨て間伐と搬出間伐というのはそれぞれ山に残すか残さないかというところで大きな違いがございますけれども、この共同間伐事業につきましては、森林を荒廃させないために守っていくというところの制度上の趣旨、要は災害を起こさない山をつくらうというところで、緊急に数多くの山をそういった切り捨て間伐を行って、山の下層等の植生を高めて災害防止等に役立てていこうというところの大きな狙いがございますので、このような協定書の中身になっておるということでございます。

以上でございます。

**○建設経済部長（若杉信嘉君）**

実は本来であれば山の手入れをする上では搬出間伐が一番有効的な部分でございますが、あくまでも県の森林環境税の分につきましては、荒廃森林、これまで荒廃をしている森林、併せてこれから荒廃するであろう森林を対象としております。そういった中で県民から税金をお預かりして県が市町村にその分を交付してやりますので、例えば、搬出間伐をして売った場合は、売らなければいいんですよ、売った場合は、あくまでも税金を投入していますので、個人の収入になることを制限しているということなんですよね。ですから、森林環境税という形で税金を使って市が手入れをやって、例えば、それを売ったならば、個人の財産ですから個人の収入になりますが、あくまでも税金を投入しているから、個人の収入として入らないようにということで、あくまでも荒廃した森林ですので、木材、例えば、建築材とかはなかなか使いにくい部分がありますので、切捨てでその場に放置しておくという形の制度で協定書のほうもそういう形になっております。

**○17番（栗原吉平君）**

分かりました。ということは、もし市がその木を使いたいということになれば、それはまた別だということだろうと思います。それで、3枚目、木材生産促進事業の実績ということで、これは間伐かな、確かに出ていますようでございます。

それから、次の表の、結局、八女材普及促進住宅資材助成事業、これは森林環境税の対象枠ではありませんということでございましたけれども、さすがにやっぱり八女市の木材に対する件数がどんどん増えてきています。八女市の住宅がどんどん建っているのを見ると、これは当然な結果だろうと思っておりますが、補助金の額が少し変わったと聞いていますが、これはどうなっていますかね。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

お手元の資料でございますように、これは令和4年度までの実績を上げたものでございます。令和5年度につきましては、市内、市外問わず、800千円の補助金を市民の方に交付しておるといところで、合わせておるところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（栗原吉平君）

そこで、住宅に木材が使われて八女材がどんどん出ていくことは確かに歓迎されることでございますので、ぜひ推進をお願いしたいと思っております。

次に、私の最後の資料、八女木材共販所における出来値表、2月15日分が来ております。この単価表というのは日本全国ほとんど変わりません。それは品質にもよりますが、目の詰まった材とかありますけれども、ずっと調べたら、大体杉もヒノキもあんまり変わりません、この表の中ではですね。

見ていただきたいのは杉の4メートルの16から17の中値表、2月15日現在で1立米19,200円。同じく3メートルも14から16が16千円。これは末口ですから、14から16というの何でこげん高かつかと思って聞いたら、いわゆる柱としての心柱、柱を取るためには心があらにゃいかんから、ここでないと心柱が取れないから、ここが一番高いんですよという言い方だった。当然大きくなりゃ、柱は何本でも取れるじゃないかというのは違いまして、それ心柱じゃないところを使ったら、バリバリ割れていきますから、これが一番多い。

30から上を見てください。30から上というのは13,800円、3メートルが13,400円。値段の差が格段にあるんですよ。それで、聞いたんです。杉の4メートルで取れる材で14から16、言いましたけれども、これは心柱が3寸角、4寸角が取れる柱なんですよ。3メートルもそうです。ここが一番多く取れるということは、ここをうんと出荷しないとお金になりませんよという言い方をされたんですけれども、ここになるためには、一番最初の表に戻って、樹齢の何年生が一番取れるんですかと聞いたら、40年から50年と言われました。40年から50年生がいわゆる単価が一番高いそうです。それから先になると、どんどん単価は下がってくるということでした。

八女市のそこに知り合いがおりますけれども、私は矢部にえらいこと山を持っておると、最初は小さかったばってん、今はどんどん太ってこげんなつとると言われました。財産にすりゃえらいことだというてから何か勘違いされているようでございますけれども、真逆ですね。うんと持つとくほど単価が安くなってくるんですよ。なぜ単価が安くなるかという、そりゃ合板にすれば、どんどん外国から入ってきますから、これは安くなるはずですよ。それともう一つ、大きくなるほど担い手がないんですよ。大きくなるほど担い手がないし、搬出も困難になってくるから残るんです。

一番最初の表で樹齢の40年から50年のところは36%ですから、これぐらいで切ったほうが一番高いということは分かりますけれども、問題はそれから先。これから先が、今、課長の説明だと64%。64%の材は八女では誰も扱わない、扱っても私はこれは倒しきらんばいという人がいっぱいおります。今の若い人たち、あるいは高齢者も、この心柱の取れる末口の10から16センチぐらいのところが一番扱いやすく簡単に切れます。私だってチェーンソー持って行って切れば、このぐらいは切れます。ここまでなんです。ところが、50年からたつと、普通の人では伐採できません。よほど熟練工でないとできません。

これが今八女の森林地帯に野ざらしになつとる。これをどうするかということを考えないと私はいけないと思っています。山に1立米あるとします。山に末口の30センチ、10メートルぐらいのやつが1本あるとします。そうすると、それを1本切ったら、大体トラックの行ける土場まで幾らかかりますかといったら、大体1立米で4千円から6千円かかると言われました。切って、土場まで持ってくるのに、クローラーか何か、河川か何か、索道か何かで持ってくるのに1立米に4千円から6千円かかりますよと。それから市場までの運賃がかかります。これは1立米2千円かかります。そして、森林組合に持って行って市場に置いたならば、それだけじゃいかんと。値段つけやんから、ちゃんとそろえにやいかんからははい積み手数料がかかりますよ。それから、もちろん森林組合の手数料もかかりますよ。もろもろ10千円近くかかるんですよ。

単価表を見てください。50年も60年も70年も育てた木が1回の出荷でたった3千円ぐらいにしかならないんです。トラックだって10トン車に載っていきますけれども、あれでも10立米ぐらいでしょう。単価を下げるためにも今大きな10トン車の後ろにトレーラーを積んで2回積んでいます。あれはやっぱり単価を下げるために。単価を下げるために一生懸命なっているわけですね。

その立米の単価を下げるために、例えば、大型グラップルを入れたり、どこかの業者が道をどんどん入れて立米の単価を安くして持ってくるような努力を一生懸命しよらす。ところが、あれは地元住民にすると非常に悩みの種で、あんなに山を傷つけてもらったら災害が怖いという声が盛んに最近出てきました。これはやはり八女市として看過できない問題であると思いますので、どうぞしっかりやっていただきたいと思っております。

そこで、副市長にお聞きしたいんですけれども、今言ったように、そういった木が残つとるならば、そういった木を今後どうしていくのか。そのためには大きい木を切れるような担い手、人材育成、これが2番目に私はポイントになるんじゃないかならうかと思っております。ぜひこの人材育成について、同僚議員から八女でも森林学校とかつくればいいんじゃないかということでありましたけれども、私も賛成で、できないなら、きちっとした教育を受けられる研修所なり、あるいは指導書なり、そういったものをつくるのが今必要じゃないかと

思います。これは森林組合とタッグを組んで人材育成と担い手はつくっていただきたいと  
思います。そうしないと、とにかく地域はもちません、言っておきますけれども。本当にもた  
ないということをお伝えしたいと思いますが、副市長はどんなお考えなのか、お聞きをいた  
します。

#### ○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

おっしゃいますように、八女市の林業というのは、どちらかというところと造林系を中心にしな  
がら、人材育成という点は少し不十分であったところもあるんじゃないかなと思っています。

おっしゃるように、森林関係の担い手については、今クリエイトやべさんの会議とかに私  
も参加しますけれども、ここ五、六年、退職しても新しく会社に就職する人がいないという  
状況になっていて非常に厳しいと。来年度は、一人、二人、しっかりリクルートしながら雇  
用するめどが立ちつつあるということで少し明るい兆しがあるんですけども、あそこのク  
リエイトやべさんが持っている林業の搬出技術、ワイヤーロープを使ったようなやり方とか  
は、おっしゃるように、山を荒らさないし、山を荒らさないということは災害にも強いし、  
あるいはその切った後にすぐ植えやすいとか、いろんなメリットがあるんですけども、そ  
ういった技術がなくなりつつあるという、非常に重要な役割をクリエイトやべさんは持って  
いらっしゃるということで、そこに後継者がいなかったというのは非常に心配しておしま  
したが、今度そういった形で来るような心配があると。これは行政としてもしっかりそいつ  
た雇用については支援をしていきたいと思っています。

森林組合についても非常に今精力的にやられていますので、これも私どもは支援してい  
かなきゃならないと。

いずれにしても、林業の未来を担う人たちをしっかりとつくっていくとか、育てていか  
ないといけないと思っていますので、クリエイトやべの話をしましたけれども、矢部の林業  
が勢いよくもたないと、やっぱり八女自体が駄目になるんじゃないかとか、林業自体が駄目  
になるんじゃないかとか、私自身は非常にそういう危機を持っていますので、しっかり危機  
感を持って取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

もう一ついいですか。おっしゃったように、産業だけではなくて学校系、教育系との連携  
というのは必要じゃないかなと思っています。担当課ともいろいろ話をしていますが、八女  
農業高校という農業高校が八女にあるというのは一つの大きな魅力だと私は思っています。  
あるいは強みと思っていますので、私どもの世代の頃は八女農業高校には林業経営課みた  
いな林を学ぶコースもあったぐらいですから、今はそれございませんので、学校とかとい  
ったところと連携が取れるようなことも幅広くやっていく必要が今後はある。そのことをやっ

いかないと、林業の担い手というのは育っていかないんじゃないかと思っていますので、そういった取組も今後やらせていただきたいと思っていますところでは。

以上です。

#### ○17番（栗原吉平君）

ありがとうございました。力強い意見いただきましたので、ありがとうございます。

確かにで一人親方、それから、森林組合、あるいは個人の事業所、今言われるように、クリエイトやベとか、いろんなことがありますけれども、何かばらばらにされている気がしてなりません。これは森林管理経営制度の意向調査の中できちっとやっていくということがあるかと思しますので、とにかく担い手確保には森林環境譲与税の多くの予算を使ってしっかりやっぱりやっていくということが大事じゃなかろうかと思っております。

最後に、市長にお伺いいたしますけれども、森林の果たす役割というのは、最初言ったように、水源の涵養とか、あるいは災害の防止とか、いろいろありますけれども、抜本的な対策も必要じゃないかと思っております。例えば、森林の固定資産税をただにするとか、それから、森林の売買のときには1回限りの取得税がかかりますけれども、それもただにするとか、そういったこともやっていく必要も今後あるのかなと思っております。これは山を持っている以上は永久に固定資産税とかをつぎ込んでいかにやいけませんので、国土保全という考え方をすれば、森林は公共物、昔は山でもうかったけん、あんたたちはよかろうだいと言われてましたけれども、今は全然違いますよ。私は3年前に1反の山の50年木を売りましたけれども、50千円でした。土地から、木から、何もかんも50千円、これぐらいですよ。ところが、町の人は1反もあるなら何百万もあろうだいと、全然違います。ですから、今は水源涵養とか、自然の景観とか、あるいは国土保全、水害防止、いろんなことを公共的に行っていくなら、やはりそこを守っている人たちにはある程度恩恵が受けられんといかんと思っておりますが、八女市として今後森林のことはどう思っていらっしゃるのか、お聞きをいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

議員の御質問、今後の八女市の運営についても重要な課題であると私も認識をしているところでございます。

議員おっしゃるように、随分以前は八女の杉は線路の枕木とか、あるいは電柱とか、そういう需要が非常に高かったために、この八女地域でもその材料として植林をして今日に来てるわけですが、最近の情勢は議員おっしゃるように大変厳しいものがございます。

ただ、今税の話をされましたが、木材だけに税を控除するという事は平等性からいってなかなか難しいのではないかなと。

ただ、私はいつも申し上げますが、矢部村を衰退させることは八女市全体の評価を落とすことになると思います。基本的には考えておまして、今、議員もおっしゃったように、観光という

面もありますよね、そういう面で八女市の市有林については、伐採後は、杉、ヒノキではなくて広葉樹、落葉樹、これの植栽を今進めているところでございます。それは御承知のとおり、ただ、全然道路から見えないところはまだ後になることになるかもしれませんが、少なくとも国道442号を中心に八女市が持っている市有林については、春は桜、秋は紅葉で八女の魅力を出して観光客の流入を進めていくということで、議員御承知のように、旧矢部小学校の跡の市有林には広葉樹を植えておるところでございまして、いろんな角度から森林の効用を考えていかなきゃならないと私も思っております。

担い手の問題も大変厳しい、そしてまた、土砂災害はじめ、災害の問題、数多くの問題ございますけれども、この貴重な森林をどう守っていくかというのは八女だけの問題ではなくて、日本だけの問題ではなくて、国際的な重要な課題になってきているわけでございますので、そういう認識に立って担当部局についても積極的に取り組んでいくように指示をしていきたいと、支援をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○17番（栗原吉平君）

ありがとうございました。

先月でしたか、今テレビでよく言っている熊本のTSMCの会社のところに行ってきました。これは最近はその波及が菊池市まで来ている。北に行けば福岡大都市圏、南に行けばシリコンアイランドと言われるTSMCが来た。なぜ台湾から熊本に来たのかということでこの間も見よりましたら、台湾では確かに災害も多いと、台風も多い。災害も多いけん駄目だということ、それから、台湾海峡がどっかの国からどんどん攻めてくるから嫌だろうと。一番都合のいい、一番仲のいい台湾が日本に求めてきたんですね。そのときになぜ熊本で決まったかということ、これは水だそうでございますね、豊富な水。熊本市の74万人の水道水は全て地下水だということ。あれだけ豊富な水がどこから来るかということ、外輪山からそれが来るそうございまして、第1工場の水だけで1日1万トンだそうです。これは水食いマンモスとかと言われて、半導体産業は水がなければ生きていけないと言われてました。

昨日、同僚議員からの企業誘致、工場誘致を早くしてどんどん進めていきたいと。私も同感でございます。これは企業が来るときに環境である水があるかなかなかで全然違ってくるといことなんです。ということは、八女市はきちっと森林を整備しておかないと水の供給ができないということになるんです。これは今後、八女市にとっては大きなことだろうと思うんです。菊池市というところは八女市とも隣接しているもので、すぐそこまで来ているということでございますので、ぜひともそういったことを念頭に置いて、森林環境譲与税を使った新しいシステムの中でやっていかれたらいいんじゃないかと思っております。

また、一人親方、それから、組合、そういったものも一生懸命やって頑張っておるようでございますので、今後ともそういったところにも支援の輪を広げていただきますようお願い

い申し上げて、簡単ですが、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

17番栗原吉平議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆様お疲れさまです。議席番号5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。傍聴席の皆様、お忙しい中ありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様、御視聴いただきありがとうございます。

一般質問に入ります前に、元日に発生した令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地支援に携わっている全ての皆様に敬意と感謝を申し上げます。

日本共産党は、被災者の皆様が一日も早く元の日常が取り戻せますよう、今後も支援活動を進めてまいります。

それでは、さきの通告により一般質問を行います。

まず1番目は、防災・水害対策についてです。

令和5年7月豪雨の災害復旧に向けた作業進捗状況についてお尋ねをいたします。

この件は議会ごとにお尋ねをしておりますが、今回は1月以降の復旧作業の進捗状況、本年の取水期までの工事計画、次年度以降の工期となる災害箇所の割合及びその後の計画の3点について伺います。

次に、災害時対策について伺います。

元日に発生した令和6年能登半島地震は、発生からやがて2か月になろうとしていますが、自宅の倒壊などで避難している方がいまだ1万人と言われ、ライフライン復旧のため全国からの支援がありながら、水道の断水が2万2,500世帯に上っております。避難生活の長期化による災害関連死、また、その疑いのある人は石川県内だけでも15人と言われ、今後も増えると言われております。

災害発生当初、3万人近い避難者は、その多くが暖房もない苛酷な環境下で忍耐を強いられました。せつかく助かった命を守るために何をしてきたのか、国や県、自治体の対応はどうだったのか、初動の遅れ、物資搬入、備蓄の欠陥、避難所の劣悪な環境、想定外の災害が

起きたときどう対応するのか。

防災工業専門の室崎益輝神戸大学名誉教授は、今回は社会、行政の備え方が不十分だったために被害が大きくなったと悔恨の念を持って指摘をされています。災害への備えと対応はどうあるべきか、能登半島地震の教訓を八女市民の命を守るための災害への備えに生かさなければなりません。その問題意識からお尋ねをいたします。

災害時の企業及び自治体間連携協定について、次に、避難所対策としての避難所を含む物資備蓄状況について伺います。

2番目は、小中学校の教育環境についてお尋ねします。

1点目は学校給食費の無償化について、2点目は岡山小学校児童数増加に伴う校舎増築等の計画について、3点目は八女市全体の小学校校舎の建て替えについて、4点目は小中学校の教室確保について、5点目は小中学校教室の教育環境について、6点目は災害時の避難所機能を有する小中学校体育館への空調設置について伺います。

詳細につきましては質問席にて行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防災・水害対策についてでございます。

令和5年7月豪雨の災害復旧に向けた作業進捗状況についてでございます。

まず、1月からの作業進捗状況でございます。

令和5年7月豪雨災害復旧の進捗状況につきましては、12月に災害査定が終了し、並行して進めておりました発注事務について、特に市民生活への影響が大きい箇所から順次進めております。

次に、取水期までの工事計画についてでございます。

道路や河川、水路等の復旧箇所の中で、特に市民生活に影響を及ぼす箇所については、出水期までの完了を目指しております。

次に、次年度以降の工期となる災害箇所の割合及びその後の計画についてでございます。

復旧工事の発注計画につきましては、令和5年度に約4割、令和6年度に約6割の発注を計画しており、国や県、地元等との調整を十分に行い、早期復旧に努めてまいります。

次に、災害時対策についてでございます。

まず、企業及び自治体間連携協定等についてでございます。

災害時の連携協定につきましては、建設業者等と災害時における応急措置の業務に関する協定を締結し、ライフラインの迅速な復旧に備えています。また、市内外の事業所と飲食料品や日用品の優先提供や、避難所としての施設利用等について協定を締結しています。

あわせて、職員の派遣、物資及び資機材の提供等について、福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定を締結するとともに、静岡県吉田町及び大阪府高槻市と災害時の相互応援連携協定を締結し、大規模災害に備えております。

避難所対策についてでございます。

避難所を含む物資備蓄状況でございます。

災害発生直後、被災者に安心して生活していただくためには、食料、飲料水の供給や、生活必需品の確保は重要な対策であり、指定避難所に水や食料品のほか、生活必需品、非常用電源、簡易ベッド等の物資を配備し、災害に備えています。

小中学校の教育環境につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

### ○教育長（橋本吉史君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えをいたします。

2、小中学校の教育環境について。(1)学校給食の無償化についてのお尋ねです。

令和6年度の学校給食費については、令和5年度と同様に、食材費の物価高騰相当分10%への補助に加え、給食費を一月当たり2千円に抑えるための食材費補助を実施することで当初予算に計上いたしております。

次に、岡山小学校児童数増加に伴う校舎増築等の計画はとのお尋ねです。

岡山校区においては、今後も児童数の増加が見込まれることから、教室を確保するための事業費を当初予算に計上いたしております。

次に、小中学校校舎の建て替えについてのお尋ねです。

校舎の建て替えについては、八女市学校施設長寿命化計画等に沿って適切に対応してまいります。

次に、小中学校の教室確保についてです。

教室確保については、各学校と常に情報を共有し、学校と協議の上、必要な整備を行い、教室の不足が生じないように対応しております。

次に、小中学校教室の教育環境についてです。

教室の教育環境の向上の取組として、これまで空調機の設置を行うなど、児童生徒が学習に集中できる環境づくりに努めております。

最後に、災害時の避難所機能を有する小中学校体育館への空調設置についてです。

小中学校体育館への空調設置については、高額な費用が必要となることから、新設する場合に検討いたします。

以上、御答弁申し上げます。

### ○5番（古賀邦彦君）

まず、防災・水害対策についてです。

昨年7月豪雨の災害復旧業務に当たられている建設課をはじめ、関係職員におかれましては、連日御苦勞をおかけしております。

1月以降の作業進捗状況及び出水期までの工事計画については、資料を見て確認をいたしました。昨年の災害は広範囲に及んでおります。今年中に全ての災害復旧はできないと考えますが、復旧箇所全体の何割が年内に終わるのか、また、来年以降いつ頃をめどに工事終了を目指すのか、今後の計画についてお伺いをいたします。

#### ○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

先ほど市長が申されましたが、復旧工事の発注につきましては、今年度、令和5年度中に約4割、令和6年度に残りの約6割の工事箇所の発注を計画し、今進めているところでございます。

完成の見込みということでございますが、現時点でお答えできるものにつきましては、令和5年度中に、特に市民生活に影響のある箇所から順次早期発注に努めまして、工事着手にもう一部既にかかっているところでございます。

6年度発注につきましても、4月から順次発注を進めまして、早期完成を目指したいと考えているところでございます。

令和5年度発注の中で、中でも民家等に隣接し、今後想定される大雨などによる影響を考えまして、出水期前までの工事完成につきましては、おおむね1割程度、5年度発注が約4割ですので、そのうちの約1割程度と考えて、完成を目指しておるところでございます。

全体的な工事完成につきましては、令和6年度末を目指して進めているところではございますが、箇所によっては、先発の工事が終わらなければその先の復旧工事に取りかかれないなど、また、県など他の関係機関の工事との関連によるものなどが出てくるのではと想定しているところでございます。

工事の進捗状況をしっかり確認しながら、また他機関との情報共有をしっかりと行いまして、市民生活に影響のないよう早期完成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○5番（古賀邦彦君）

御苦勞をおかけしますが、ぜひとも計画どおり順調に災害復旧が進みますよう、引き続きよろしく願いをいたします。

次に、災害時対策について、災害への備えと対応はどうあるべきか。能登半島地震の教訓を市民の命を守る備えに生かすために幾つかお尋ねをいたします。

まず、災害対策基本法の規定に基づき、八女市防災会議が策定した八女市地域防災計画があります。

今回の被災地石川県でも地域防災計画を作成しております。ところが、石川県の地域防災計画の地震想定は27年前から変えておらず、今回の地震は、地震の規模、人的被害、建物の全壊棟数、火災の発生件数などがいずれも事前の想定を大きく上回ったものとなっております。

一方、八女市の地域防災計画では、うきは市から久留米市にかけ、東西26キロメートルに及ぶ水縄活断層による地震をマグニチュード7.2と想定しております。

御存じのとおり、水縄活断層は、今から1350年前、679年、天武7年にマグニチュード7.2程度の地震が発生したと言われております。

八女市の地域防災計画における想定震度、建物被害、人的被害の予測はどうなっているのかをお尋ねいたします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

想定地震による被害についてでございますが、八女市地域防災計画では、地震度は震度5弱以上、建物被害につきましては、木造家屋を中心に、全壊・大破が約2,670棟、半壊・中破が約1,120棟、人的被害につきましては、死者161人、負傷者2,279人、避難者3,198人などと予測をしております。

以上でございます。

#### ○5番（古賀邦彦君）

今回の能登地震で最大震度6以上を観測した石川県内4市4町の地域防災計画がどういう想定をしていたのかを調べてみました。

その結果、判明した6自治体の地域防災計画の全てが地震の規模をマグニチュード7.0と想定していることが分かりました。これは6市町全てが石川県が作成した地域防災計画を基に作成したためであったと思われまます。

今回の能登半島地震の実際の地震規模はマグニチュード7.6でした。地震の強さでいえば、想定されたマグニチュード7.0と比べて、その7.94倍の強い地震に見舞われたこととなります。

今日の西日本新聞に載っておりましたが、能登地震で下水道管が52%被害を受けている。石川県で最も深刻な珠洲市、こちらは94%の下水管が機能喪失をしている。この被災割合は過去の大地震と比べても突出して高い。地震に伴う下水管の被害を抑えるためには耐震化が有効と。全国の主な下水管のうち、2022年度末時点で耐震化が進んだのは56%にとどまり、対策が遅れている、このように西日本新聞が今日の記事で伝えております。

一方、八女市の地域防災計画では、先ほど御紹介したように、地震規模の想定をマグニチュード7.2としております。能登半島地震と同規模の地震が発生したと仮定しますと、現

在の想定は3.98倍の強い地震に見舞われることとなります。石川県の避難者状況は、被災した7市町の総人口15万人に対し、発災1週間後2万6,000人に及びました。総人口の17.3%に上ります。ただし、この人数は、避難所に来た人数と思われま

す。我が党の衆議院議員・田村貴昭議員によれば、石川県の発表資料で把握できていない未把握の避難者が約1万人いるとのこと

です。仮に石川県がつかんでいる避難者人数を八女市の人口に当てはめると1万人となります。八女市の地域防災計画による避難者想定は3,198人、約3分の1の想定になっている。改めて地震想定の詳細な調査を行い、想定される避難者数を適切に見直すことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

福岡県は、県の地域防災計画を作成する際に、平成24年に地震防災対策特別措置法に基づき作成しました地震に関する防災アセスメント調査報告書を基礎とされておりますが、この調査は、県及び各市町村が作成する地域防災計画の基礎との位置づけで行われたものでございます。

このような中で、本市は地域防災計画につきましても、県と連携した対応を図るため、県の計画と同様に、地震に関する防災アセスメント調査報告書を基に策定をしておるところでございます。

八女市地域防災計画は、これまで災害対策基本法の改正に伴いまして見直しを行ってまいりましたが、今後とも国の防災基本計画及び県の地域防災計画との整合性を図りながら、大規模災害への備えと計画の効果的な運用ができるように必要に応じて改定を行ってまいります。

以上でございます。

#### ○5番（古賀邦彦君）

能登半島地震の教訓を生かして、市民の命を守るために想定の見直しをぜひ進めていただきたいと思

います。次に、災害時の企業及び自治体間連携協定について伺います。

地域防災計画には、それぞれの部門ごとの連携協定が確認されておりますが、それぞれの協定機関との間では定例的な会議は持たれておりますでしょうか、お尋ねします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本市では、大規模災害において応急対策をより迅速、的確に進めるために、県やほかの市町村などと相互応援協定を結ぶとともに、応急措置や物資の優先提供などに係る協定を約

260の関係団体と締結しておるところでございます。

協定を締結しております全ての団体とは定期的な会議は開催しておりませんが、毎年出水期前に緊急時の連絡先、双方の担当者や協定内容の変更等につきまして全団体と書類を取り交わし、協議を行っておるところでございます。

以上でございます。

**○5番（古賀邦彦君）**

能登半島地震という大きな災害が発生しておりますので、積極的な情報交換を行って、災害時にしっかりと対応できる体制づくりに万全を期していただきたいと、よろしく願いをいたします。

次に、災害時の備蓄体制及び避難所の在り方について伺います。

今議会には、災害対応として災害用トイレトレーラー、大型浄水器などの購入費28,930千円が提案されております。これはとても重要なことで、まさに時宜にかなったとてもよい施策だと評価しております。

水や食料をはじめ、避難所に必要な機材、物資を十分に備えることは当然ですが、問題は災害想定をどこに設定するか。能登半島地震と同規模の地震に見舞われた場合、1万人の避難者が想定されますので、水や食料、トイレに加え、段ボールベッドなどの簡易ベッドの確保など、災害のための備蓄の一層の充実が必要と考えますが、いかがでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

災害時に避難生活を送られる際、水や食料、トイレと併せまして、寝具などの確保は大変重要であると認識をしておるところでございます。

現在本市では、高齢者やお子さんでもワンタッチで広げられる簡易ベッドや空気で膨らませるエアベッドを配備しておるところでございます。それ以外にも、食料品や日用生活用品など備蓄品を避難所に配備しておりますが、今後とも被災者が安心して避難生活を送っていただけるように、現在配備しております備蓄品の品目や数量に特化することなく、様々な調査を行いながら、備蓄品などのさらなる充実に努めてまいります。

以上でございます。

**○5番（古賀邦彦君）**

ぜひともさらなる充実をお願いしたいと思います。

私たちは先日、我が党の衆議院議員・田村貴昭議員を招いて国政報告の集まりを持ちました。田村議員は衆議院の災害対策特別委員会委員であり、我が党の国会議員団で構成する能登半島地震対策本部事務局長でもあります。その会の中で田村議員から開口一番話されたのは避難所の在り方についてでした。

実は、昨日の衆議院予算委員会でも同様のことが指摘されておりますが、日本では阪神・淡路大震災以降、いまだに避難者は体育館で雑魚寝、ここ30年来何も変わっていない避難スタイルになっております。

一方、欧米は対応が大きく異なっている。例えば、イタリアでは被災翌日からトレーラーハウスやキッチンカーが手配され、温かな食事、ふだんと変わらない生活が保障されているとのこと。

避難所・避難生活学会常務理事で新潟大学特任教授の榛沢和彦氏によれば、日本では大規模災害が発生すると学校の体育館などが避難所として転用されることが多い。しかし、先進国ではこのような対応は考えられません。欧米から見ると日本の避難所はハラスメント状態であり、改善が必要です。改善策として、災害対策専門省庁を設置し、被災後の支援体制を抜本的に見直すことが求められていますと指摘されております。

この話を聞いて、私自身カルチャーショックを覚えました。災害時の避難の在り方、考え方がこんなにも欧米と日本との間に違いがあること、主要国の一員としての日本がいかにも遅れているのかを痛感させられた思いでした。

地震列島である日本の災害避難対策の抜本的な改善は国を挙げて取り組む課題であります。地方自治体においてもできる限りの対策を図ることが重要だと考えます。

災害時対策として、防災井戸の設置をぜひ検討していただきたいと思います。

被災地ではいまだ多くの世帯で断水が解消しておりません。飲み水は救援物資の活用ができますが、トイレや洗濯用の生活用水の確保が大きな問題になっています。

市長にこれは御提案をさせていただきますが、災害時、停電や水道配水管の損傷により断水が発生した際、水の確保の策として、その昔どの家庭にもあった手押しポンプ式井戸、これを各町内会の公民館や公園、避難所になる小中学校の校庭に年次計画で順次設置していただくことを提案いたします。

この井戸は生活用水だけでなく、防火用水としての活用、それから日常的には花壇への水やりなどに活用できると考えますが、市長ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

大変貴重な御意見をいただいております。水の確保については、能登半島、石川県の状況と八女市の状況は違った部分もあります。それは、八女市の場合は地下水を上水道に使っている個人というのが非常に多いということでございまして、ですから、個人としての水の確保というのは、八女の状況からいきますと、今回の能登半島の地震とは多少違った部分があるかと思えます。

ただ、どういう状況が発生するか分からないという部分もありますので、個人の家は別として、そういう公共的ないろんな水を確保しなければならない災害の時点で、それは今後、研究の課題であろうと思っておりますので、極めて災害対策は貴重な、重要な八女市の課題でございますので、研究はさせていただきたいと思っております。

#### ○5番（古賀邦彦君）

能登のことと八女のことと同様に取り扱えない部分もあるかと思いますが、ここはどうしても市水頼みの御家庭も結構いらっしゃいます。中心部になればなるほどですね。また世帯数も多うございます。そういうところに水に苦労しないように、いざというときにそういう公共の場で遠慮なく使えると、しかも近いところという場があるのとないのでは全然違うと思っておりますので、ぜひしっかり検討していただいて、実現を見たいと思っております。

次に入ります前に、1つ御報告をしておきたいと思っておりますが、私ども市政報告と懇談会というのを先日開かせていただきました。市民の方から多くの御意見、御要望をいただいたわけですが、ある中学生を持つ保護者の方からこんなお話がございました。

先日、八女地区にある自分の母校の学年同窓会に参加されたそうです。同級生、学年で360人いらっしゃるそうですが、そのうち9割が関東、関西、福岡市のほうに移り住んでいると。同窓会のたびに八女に戻ってくるように自分は話をするけれど、なかなか働く場がないということでみんなから言われると。二、三人の方は八女に戻ってこられたそうですけれども、1人の御友人は介護の職場で働いておられまして、月に手取り十二、三万円、シングルマザーで子育てをしておるというお話でございました。その方は自分の子供にも、また子供の友達にも将来八女に残るように言っているけれども、大学もない、働く場所がないと言って、もう八女から出ていくと子供さんはおっしゃっているそうです。子供たちを安心して育てられる子育て支援の充実と、八女市に残って働き、税金を落とせる雇用の場の確保をお願いしたいとその方から御要望を受けたところです。八女で子育てをしたいと思える施策を展開すること、いかに子育て支援策が大事なのか、改めて私自身痛感をいたしております。その一環としての学校給食費の無償化について次に伺わせていただきます。

我が党の中央機関誌「しんぶん赤旗」2月21日付によりますと、青森県が全県で小中学校給食の無償化を決め、新たに学校給食無償化等子育て支援市町村交付金、この創設を盛り込んだ2024年度当初予算案を発表したということです。

青森県によりますと、都道府県内の全自治体で一律の給食費無償化は全国初ということです。対象には公立の小中学校のほか、私立の中学校や県立特別支援学校なども含まれております。

青森県の宮下宗一郎知事は記者会見で、交付は今年10月に実施し、来年以降も継続すると表明しております。既に給食費無償化を実施している市町村にも交付し、ほかの子育て支援

事業の無償化へ活用してもらうことで、段階的に子育て支援の無償化が進む仕組みになっていると述べておられます。

一方、子育て世帯を取り巻く経済環境は依然として厳しいものがあります。今月6日に厚生労働省が発表した2023年の毎月勤労統計調査というものによりますと、現金の給与総額、名目賃金に物価の変動を反映させた実質賃金が前年比マイナス2.5%となっており、物価高騰に賃金上昇が追いつかない2年連続のマイナスとなっております。この下げ幅は、消費税増税の影響で、2.8%減だった2014年以来9年ぶりの大きさとなっております。

教育長にお尋ねをいたします。学校給食無償化をめぐる国内情勢や子育て世帯を取り巻く状況を踏まえ、八女市の子育て支援政策の目玉として学校給食費の無償化にぜひ踏み込んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、青森県でしたか、全県で全額補助というのを私も見ました。また近隣では、新聞報道によりますと、久留米市、福岡市、これが物価上昇高騰分の補助をするという形で、柳川市も補助を若干すると報道がありました。

昨日も市長のほうからも話をさせていただきましたが、八女市はこれまで近隣市町村に比べると多くの補助をやっていると自負しております。

全額補助というのはもちろんやりたいという思いはあるんですが、やってほしいという思いはあるんですけども、そのほかの様々な子育て支援策、そういったことも踏まえまして全体的に考えていかなくちゃいけない。

学校給食は子供の生存権の保障の重要な手段だろうと思っております。それゆえに、県全体でやるのか、あるいは国全体でやっていただきたいということで、毎年、教育長会のほうからも国への要望をさせていただいているところです。

今後、そういった要望も踏まえまして考えていきたいなと思っております。

以上です。

#### ○5番（古賀邦彦君）

これからの八女を担う子供たちのために、ぜひとも子育て支援の目玉政策ということで、引き続き検討をお願いしたいと思います。

次に、岡山小学校の児童数増加に伴う校舎増築等の計画について伺います。

先日、総務文教委員会でも管内視察を行いました。岡山校区は毎年100名近くの児童が入学しておりまして、児童数増に対応する教室の確保が課題となっております。来年度の普通教室が不足することになったため、一定の広さのある工作室に仕切りを入れて普通教室を確保する、そういう状況となっております。

給食室も、食数が多くて調理場が手狭になったため、調理場に入っていた牛乳用の冷蔵庫が廊下側に出されるといった状況もあります。

令和7年度以降の教室の確保についてどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

**○学校教育課長（栗山哲也君）**

令和7年度以降の岡山小学校の普通教室の設置についてということでございます。

今年度、令和6年度の当初予算に事業費の計画ということで予算措置させてもらっていますが、具体的に言いますと、おっしゃったように図工室を先ほど2分割ということでやりましたが、今回についても、岡山小学校にあります特別教室である家庭科室、それから図書室、これは普通教室のちょうど2倍の大きさになりますので、その分を2分の1に区切りをさせていただいて普通教室という位置づけを取りたいと思っています。

その上で、家庭科室、図書室等については、外に持ち出す形で、増築というか、そちらの計画を立てて対応する予定でございます。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

岡山校区の児童数の見込みを資料にいただきましたが、今後も着実に児童数の増加が見込まれます。今回の対応だけではいずれまた不足する状況があると思います。

しかし、岡山小学校の今の敷地内ではさらなる増築は非常に困難です。抜本的な対策を検討する必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

岡山小学校においては、おっしゃるような100名ほどの入学生がいる状況でございます。御承知のとおり、1学級が35人ということになりますので、3学級までは105名、106名以上では4学級になります。その上だと、5学級になる場合は140名を超える学年ということになりますので、全ての学年で4学級となった場合でも24、6学年ですから24の普通教室が必要になります。ここ5年、10年ではそこまでになることは見込んでおりません。したがって、今の岡山小学校で今回工事を行いますと26の教室ができることとなります。当面そちらで対応できるものということで認識しております。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

それでもぎりぎりという状況ではないかなと思いますので、しっかりとした教室の確保ができる対策を引き続きお願いしたいと思います。

次に、小学校校舎の建て替えについて伺います。

資料を見ますと、義務教育学校改修工事を行った小中学校校舎を除き、小学校では、星野

小学校以外は全て建築から30年以上、黒木小学校の3棟中2棟は建築から50年以上、また中学校では全て建築から30年以上、黒木中学校は建築から50年以上という状況になっております。

昨年7月、総務文教委員会で管内視察をしました黒木中学校は、校舎が建設から51年から53年を経過しておりまして、建物のあまりの老朽化に驚きました。そして、正面玄関横の1階放送室の天井部分が長期間にわたる雨漏りで腐食し、天井部分が一部落下しております。多くの学校で校舎の老朽化が見受けられます。

教育委員会では長寿命化計画で対応しているということではございますが、それでは、長寿命化計画で最大何年学校の校舎を使用するお考えなのかをお尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

長寿命化計画で立てている計画によりますと、当然改修を重ねてということになりますけれども、最大で80年の建物の期間ということで認識しております。

#### ○5番（古賀邦彦君）

私も長寿命化計画がよく分からなかったのでちょっと調べてみたんですが、これはやはり普通何もしなかったら、コンクリート造りの建物というのはどうしても四、五十年、しかし、この長寿命化計画によるきちんとした工法でした場合は、おっしゃるように、場合によっては100年という状況もあるようですけど、ただし、それは校舎の傷み具合とか、本当にそれが対応できるのかどうかをきちっと把握した上でないと駄目だと注意書きにも書いてあるわけですね。

ですから、80年とおっしゃいますけど、子供たちが毎日通う、安心して学べる校舎でなければならないし、万が一でも何かがあってはいけない。そういう大事な学びやですから、その辺りはきちっと、しっかりとした計画で対応していただくようお願いしたいと思いますし、それによらないような場合は、必要な場合はやはり校舎の建て替えということも、一定予算はかかりますけれども、必要なものはやっぱりしっかりしていただくということをお願いしたいと思います。

それから、小中学校の教室確保についてに入らせていただきますが、これも総務文教委員会で管内視察しました南中学校の点ですけど、あそこは市内唯一、通級学級教室というのを備えておりますが、今年11人の生徒が来年度26人になると伺いまして、今使っている教室も本来そのために用意した教室ではなくて、そういうことで使っているんだけど、今申し上げたように、それだけの子供たちが通う形になりますので、通級学級を指導される先生の確保も大変ですし、教室の確保に非常に苦慮しているということでございましたが、この点、委員会としてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

### ○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

南中学校においては通級教室があるということで、増加しているということで、教室の確保も大変だということで伺っています。

具体的に申し上げますと、南中学校では使用頻度の低い教室、少人数で使っている教室等もございますので、そういった教室の活用も使えればまだ十分に利用できる、空いているというか、使用頻度が低い教室を使えば、そこで十分対応できるということで認識しています。

### ○5番（古賀邦彦君）

私は通級教室も見せていただきましたけれど、1階の玄関を入れてすぐの場所にあるわけですね。なぜああいう場所にあるのかというのも、私は通級教室という関係から、あえてそこに設置されているものとそのとき認識したんです。だから、今言われたように、ほかに空いている教室があるからということではどうかと。やはり子供たちに配慮した形での対応というのも、きちっと教育委員会としても考えていただきたいとお願いいたいと思います。

次に、少人数学級についてお尋ねをいたします。

さきの議会で、南中の1年生の教室の狭さのことを指摘させていただき、その改善を求めました。その際、執行部からは、八女市の学校の教室は全国平均より広く、特に狭いと認識はないということでございました。

文部科学省は2021年8月に、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についての有識者会議を立ち上げ、その中間報告を公表しております。これによりますと、ICT活用等により学びのスタイルが変容し、現状の教室面積では空間的な余裕がないとして1人1台端末環境などに対応したゆとりのある教室を整備するように求めております。したがって、文科省が主催する有識者会議においても現状の教室面積では空間的な余裕がないと言っていることは押さえておきたいと思えます。

令和7年度開校予定のみさき学園について、新校舎は小学校用ですけれど、その教室の広さは既存の小学校の教室と比べてどのような設定になっておるのか、お尋ねいたします。

### ○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明をいたします。

新しく建設を予定しておりますみさき学園でございますが、そちらの校舎の一教室の面積ということでございます。

こちらについては、従来の川崎小学校、忠見小学校と同様に、8メートル掛け8メートルぐらいの64平米の教室を建設することで予定しています。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

先ほどの文科省が主催する有識者会議、ここでは施設の規模や予算の制約、構造条件などにより容易に教室面積を広げることができない場合は、各学校ごとの実情を踏まえた創意工夫をすることが重要ということで、その具体例として、多目的スペースの活用、それからロッカースペースなどの配置の工夫などによる教室空間の有効活用というのを提言しております。南中の教室の問題はここで言う工夫の余地はあるのかどうか、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

手元に南中学校の校舎の配置図等を持ちませんので、明確な答弁にならないかと思えますけれども、ミーティングルームとおっしゃいましたかね、学校の構造によってそういうミーティングルームであったりとか、集合で子供たちが集まる場所というんですか、そういうところを設けている学校もございますので、そういったところを学びの場に改修とか、そういうことを既に行っている学校もあります。だから、そういった利活用というのは十分検討できるものということで考えます。

**○5番（古賀邦彦君）**

正直なところ、その工夫の余地がないから困っているというのが保護者の声であり、私は先生方の思いだろうと。現実に行きましたときに担任の先生が狭いと窮状を訴えられておりました。ですから、南中については工夫の余地はないと見ざるを得ないと思えます。

とするならば、どうするかということなんですよ。その場合、前回も申し上げましたが、私は少人数学級を導入するべきではないかと。そのためには、市独自の単費を投入してでも進めると、今その努力をしたいと思いますので、そのことを強く要請し、次の質問に入らせていただきます。

次に、小中学校校舎の最上階の暑さ対策について伺います。

この問題は随時取り上げておりますけれど、今年の夏、最上階教室の室温チェックをお願いしておりますが、実施していただけるでしょうか。また、熱中症対策として提言しております校舎最上階の教室の天井部分への断熱材の装着、それから窓への遮熱板の設置、これは大きな効果があると言われておりますが、どちらか一つの学校でもモデル的に実施をしていただくということはできませんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○学校教育課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

議員お尋ねの各学校での最上階の室温の計測ということでございますので、近くの福島小学校内とか、そういうところに出向いてでもそういう計測はできるのかなと思っておりますので、

一度この夏、計測というのをやりたいということで考えます。

あと、各学校普通教室には当然空調を設置させてもらっています。気温が高いときには当然空調設定を変えてでも子供たちが暑くならないように使ってくださいという指示をしておりますので、各学校で空調の設定でしのいでいただいているということで思っています。

特に八女東部については涼しいときもございますけれども、全て空調の設備は入れていますので、そちらを使って子供たちが最適な教室の環境をつくってほしいということでお伝えしています。

あとおっしゃるように断熱材という御提案ですけれども、そういった点については報道等で認識はしておりますけれども、今のところ、どこかをモデルでやるという予定はございませんので、まずはその基本の確認、教室の確認、そちらをやらせていただけたらと思っています。

以上です。

#### ○5番（古賀邦彦君）

断熱材、窓への遮熱板の設置というのは非常に効果が大いだと。子どもたちが本当に狭い環境に置かれている上に、空調はあるんですけど、最上階についてはなかなかエアコンが効かないという状況もあるようです。だから、そこをせめて、そんなに予算のかかるような話ではありませんので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、小中学校体育館への空調の設置について伺います。

この課題は、教育委員会へというよりは、災害時対策として全市的な課題だと考えております。

先ほど避難の在り方について、欧米との考え方の違いを紹介しましたが、当面は体育館などへの避難とならざるを得ません。しかし、能登半島地震のように、朝晩が零度以下の中、体育館の冷たい床の上に避難となると、それだけで体力を失います。高齢者や疾患をお持ちの方は耐えられません。一方、夏場の水害時は熱中症対策が求められます。

さきの議会で紹介しましたが、今、国が3か年計画でこれに補助をする学校施設環境改善交付金というものを創設しておりますし、私がもう一つ調べたのは、総務省が緊急防災事業債というのを取り組んでおりまして、これも同じ3か年です。この場合は空調設置に際して断熱要件等がないと。仮に断熱工事を行う場合はその経費も対象になると。この場合70%の補助があるということです。こういう機会をぜひチャンスと捉えて、全ての小中学校体育館が指定避難所になっているわけではございません。指定避難所になっている体育館にせつかくの国の制度を生かして、ぜひこのチャンスを捉えて設置をしていただきたいということで考えておりますが、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員が御案内いただきました緊急防災・減災事業債、こちらにつきましては7割の交付税措置があるということで認識をしております。

教育委員会としましては、避難所になっている学校のみをするというのはなかなか難しいのかなというか、全ての学校でそういう思いは、体育館が暑いからということの子供たちの環境を考えると、避難所、特別そこにだけというのはちょっと検討するのは難しいのかなと思っています。

それから、金額的にやっぱり当然借金ということになりますから、さきの議会で申しあげましたように、80,000千円から1億円ほど1つの工事にかかりますから、そういうところも大変考慮をするところでございます。

以上です。

#### ○5番（古賀邦彦君）

この件は、先ほども申しあげたように、教育委員会にという話ではなくて、やっぱり防災という視点、避難所ということでいうなら全市的な課題というふうに思います。

気候変動がこれだけ激しい時代に、エアコンなしの体育館は果たして避難所としての役割を果たせるのかと。欧米のように一遍にはいきませんが、せめて猛暑の夏、厳寒の冬に安心して快適に利用できる体育館、避難所として、これは決してぜいたくを言っている話ではないと私は思います。

そして、子供たちの教育環境向上の意味からも、体育館のエアコン整備は必須だと考えております。せつかくの国の制度を生かさないとはいけませんので、ぜひこの制度を活用し、設置していただくように重ねて要請をいたします。

今日は、能登半島地震を受けて、八女市の防災・減災、避難所の在り方をどうするのかということで質問させていただきました。私もいろいろと情報を今後もしっかりとつかみながら、この対策に私自身も貢献できるように、今後も一生懸命勉強していきたいと思っています。そのことを申しあげて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

13時20分まで休憩します。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

#### ○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

7番原田英雄議員の質問を許します。

## ○7番（原田英雄君）

皆様こんにちは。7番原田英雄でございます。本日は御多忙の中に傍聴においでいただきました市民の皆様、また、インターネット中継を御覧いただいている市民の皆様、誠にありがとうございます。7月の豪雨で被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧・復興し、平穏な生活が取り戻せるように心よりお祈り申し上げます。

また、元旦に発生した能登地方の大地震では、多くの貴い命が失われ、さらに今もなお行方が分からない方や避難生活を余儀なくされておられる方など甚大な被害に見舞われており、改めて心からの御冥福と早期復旧をお祈りいたします。

災害は忘れた頃にやってくると言われます。日本中が改めて自然災害の恐ろしさ、備えの大切さを痛感したと思います。

そこで、今回は3点について御質問させていただきます。

最初に、頻発する自然災害について、とりわけ地震への備えについて御質問いたします。

水縄断層が北側に走っている本市では、大規模地震がいつ発生してもおかしくないと言われており、ふだんの備えや有事の際の対応が極めて重要であります。

次に、人口減少対策についてお尋ねいたします。

旧郡部、中山間地域の人口減少が著しい中、空き家や遊休農地の利活用のほか、二地域居住への取組について御質問させていただきます。

最後に、農水省が定めた地域計画の策定状況についてお尋ねいたします。

豊かな自然環境に囲まれた八女市で、誰もが安心・安全に暮らし続けられるよう、積極的かつ明確な御答弁を期待しておりますので、市長及び執行部におかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

あとは質問席から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## ○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。7番原田英雄議員の一般質問にお答えをいたします。

頻発する気象災害への対応についてでございます。

まず、公共施設の耐震状況とその対策はいかんという御質問でございます。

八女市内の公共施設を含む特定建築物の耐震化率は、令和4年3月時点で87%となっております。

主な公共施設は、災害時の活動拠点であるとともに、行政サービスを継続的に提供する重要な施設でございますので、計画的な施設の耐震化を検討してまいります。

次に、民間住宅の耐震化への対策はいかんという御質問でございます。

民間住宅の耐震化については、地震発生時のリスクについて所有者自らが意識を高めてい

ただき、耐震化に向けた行動へとつなげる必要がございます。本市では、住宅の耐震改修について補助事業を実施しておりますが、今後も国、県と連携しながら、民間住宅での耐震化の向上に努めてまいります。

次に、河川の倒木撤去や護岸整備、しゅんせつ等防災・減災対策の進捗状況はいかにという御質問でございます。

河川の倒木撤去及び護岸整備、しゅんせつ等の防災・減災対策については、対策が必要な箇所において、緊急性の高い箇所から順次、河川内の支障木の撤去や河川護岸の整備、堆積土砂のしゅんせつを行い、流下能力向上に努めているところでございます。

次に、集落孤立化の防止と万一孤立した場合の対策はいかにというお尋ねでございます。

災害発生時の道路は最も重要なインフラの一つで、市民生活への影響は大きいことから、通行止めになった場合に安全に通行できる迂回路が必要となります。

災害発生時に想定される迂回路となる道路につきましては、日頃から道路状況を把握するとともに、地域との情報共有を図り、関係機関と連携しながら、道路の維持、整備に努めています。

また、災害時における応急処置の業務に関する協定を市内外の建設業者等と締結し、ライフライン等の応急復旧に対応する体制を確保しております。

次に、災害発生時の支所の役割はいかにという御質問でございます。

八女市において災害が発生をし、または発生する恐れがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、八女市地域防災計画におきまして、災害の種類等に応じて災害警戒本部または災害対策本部を設置し、活動体制を確立することを定めております。

災害発生時の支所の役割としましては、支所管内の被害状況及び避難状況の把握、被災者の調査、本庁との連絡調整のほか、支所内に避難所を開設する等、防災拠点として災害対応に努めています。

次に、空き家と遊休農地の活用促進についてでございます。

まず、空き家バンクの成果と課題はいかにというお尋ねでございます。

空き家バンク事業の成果につきましては、配信している資料のとおりでございます。今後も空き家の最適な活用の推進を行うとともに、新たな空き家の発生を抑制するため、居住の段階から将来の建物の在り方について考えていただくよう、関係者への周知広報に努めてまいります。

次に、二地域居住への対応はいかにというお尋ねでございます。

二地域居住を推進していく上では、住まい、仕事、コミュニティなど課題に対して、行政、民間が一体となって対応していく必要があると考えております。

その中において、住まいの確保につきましては、空き家バンク制度を通して二地域居住を

希望される方へ住まいの情報提供を行っているところであります。

次に、農業・農村の担い手確保についてでございます。

地域計画、目標地図の策定状況はいかにという御質問でございます。

八女市では、令和7年3月末の地域計画、目標地図の策定に向け取組を進めております。

現在、関係機関で構成する地域計画策定推進委員会を地域ごとに設置し、地域での話合いの題材となる目標地図の案の策定や地域の話合いを行う協議の場の開催に向けた調整を行っております。

今後、地域計画策定推進委員会を軸に、地域ごとの農業実態を鑑みながら地域計画の策定を進めてまいります。

次に、担い手不足への対応はいかにという御質問でございます。

農業・農村においては、高齢化などによる担い手農家の減少が深刻な問題であり、特に中山間地域の環境は厳しさを増すことが懸念されます。

八女市におきましては、認定農業者、新規就農者、農地所有適格法人、女性農業者及び集落営農組織等の多様な担い手への支援策を講じながら、将来の農業を担う経営体の育成、確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○7番（原田英雄君）

ありがとうございました。

冒頭申し訳ございませんが、今回、3点御質問させていただいております。先に2番目の空き家と遊休農地の活用、それから、3番の農業問題をさせていただいて、最後に1番の防災関係の御質問をさせていただきたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

#### ○議長（橋本正敏君）

はい、よろしく申し上げます。

#### ○7番（原田英雄君）

先般来お願いしておりました資料をいただきました。

まず、空き家と遊休農地の関係でございます。

空き家バンク制度の実績をいただいております。平成23年から始まった空き家バンク制度でございますけれども、これを見ますと、問合せも1,000件以上ありますし、既に成約実績として103件の実績があります。改めて制度がうまく活用されているのかなと思うところでございますけれども、私も時折問合せを受けます。大体星野に行きたいと言われるような方は、やはりその環境を生かして暮らしたいということから、家屋、空き家のみならず、周辺の農地であったり、いろんな条件を申されながら、よかところなのということで来られます。

今回、そういうこともあって、またホームページでも公開をされておりますので、まず、ホームページの状況を確認しようということで見させていただきました。

ここに成約実績の前に、まず登録状況というのが、例えば星野で30件ございます。ところがホームページには今紹介物件が1件も出ておりません。矢部村も同様の状況でございます。そこいらの取扱いについて、まず御説明をお願いしたいと思います。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

八女市の空き家バンク制度につきましては、議員御説明いただきましたとおり、平成23年度から取組を進めておりまして、昨年度末までの実績はお手元に配信をさせていただいておりますとおり、登録物件総数は183件となっておりますところでございます。そのうち、既に成約済みの物件、または所有者の意向によりまして物件の登録の取消しをなされた物件を除いた全ての物件について、現在、市のホームページ上に公開をさせていただいております、現在は22件の物件の公開をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○7番（原田英雄君）**

今お話がございましたように、既に成約済みであるとか、登録から上がっていないというようなものも、ちょっとここで1点だけ今後の課題かなということで申し上げますと、そういうことで今、全国的に実はこの空き家をどう生かしていくかということで社会的な課題でもございますし、特に過疎地域では、これを活用しながら、逆に流入人口が増えたという地域も多く出てきております。とりわけ生活実態がいろんな状況の中で変わってきておりますし、就労についても必ずしも職場の近くにいらなくても仕事ができるということで、多くの方がいわゆる田舎、過疎地域に定住されているケースが多くなっております。

そういう中で、今ホームページに紹介されている内容が、実は冒頭申し上げましたように、星野村とか矢部村については紹介物件が上がっておりません。

その点と、もう一点、いろんな問合せがある中で、先ほど申し上げますように、農地つきの家が欲しいとか、裏山があったらいいとか、いろんな御希望の方がいらっしゃいます。したがって、今後の情報発信の仕方、あるいは収集の仕方にもつながってくるかと思いますが、多くの方がホームページを見ているような情報を、各地域をほかで比較してあるみたいで、いろんなところでですね。ですので、これにいかにかうまく情報を載せていくかというのが非常に重要になろうかと思っております。そこいらについてはどのようにお考えか、よろしく申し上げます。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

現在、ホームページ上には、やはり空き家が1件も登録をなされていない地域は議員御指摘のとおりでございます。こちらに関しましては、現在、私どもも空き家の物件に対する掘り起こしのほうをしっかりとさせていただいておるところでございます。また併せまして、空き家をお持ちの方に直接空き家バンクの情報を伝えたいということで、税務課に協力をしていただきながら、固定資産税の納付書の中にチラシを入れ込ませていただいたり、また封筒の裏面に空き家バンクの情報を掲載することによって、実際お持ちの方にこの空き家バンク制度が届くような仕組みづくりをさせていただく中で掘り起こしをしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○7番（原田英雄君）

確かに非常に掘り起こしは大事なことで私は思っております。やっぱり現場に行ってみますと、特に田舎の場合はまだ仏壇があるとか、荷物が置いてあるとか、あるいは将来帰ってきたいとか、いろんな所有者の方々、身内の方々の御都合があるようでございますけれども、他方では、空き家が多くなっていく中で、田舎で暮らしたいというニーズも高くなっているようでございますので、できるだけ多く情報収集いただいて、あるいは所有者の方の御理解をいただいて情報発信ができるように、引き続きお願いをしたいと思います。

私、星野でございますので、星野地区の取組も一部知っております。改めて、今日は支所長もおいでいただいておりますので、星野支所での取組、あるいは本庁との連携をどういう形でやっておるのか、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

まず、支所へ問合せがあった場合につきましては、まず、問合せの目的、内容を十分把握しまして、支所管内で把握できている現場の情報、それと、本庁との共有情報について提供しております。

また、改修等の補助事業などの制度の内容につきましては、本庁所管課と連携して対応をしているという状況でございます。

それと、新たな取組としましては、星野地区内にNPO団体がございます。そちらと法政大学の学生による空き家調査というものを数年前に実施しております。その中で、いい物件とございますか——のほうは15件ぐらいございまして、その中の1件を空き家と天文台と一緒に、住民の方に観望会を開催するという空き家天文台という計画も進めているところでございます。

以上です。

#### ○7番（原田英雄君）

ありがとうございました。それぞれ地域によって様々な資源があると思いますし、今、星野支所長に御紹介いただきましたように、それなりの取組でNPOの皆さんの力も借りながら、これまでいろんな取組がなされております。若い方も一部来てありまして、非常に地域も喜んでありますし、我々も非常にうれしいところでございます。一部は小さなお子さん連れで移住された方もいらっしゃいますので、それぞれの資源を生かして、先ほど申し上げましたように、いかに情報発信をして来ていただくかというのは大切なことと思いますので、あわせて、ほかの支所におかれましても、できるだけ本庁とも連携しつつ、その地域の資源をうまく生かしていくということで、他地域にない定住促進、あるいは魅力発信の定住につなげるようによろしくお願ひしたいと思っております。

それから、あと農地の件でございます。昨日、先輩議員が農業の担い手不足についての御質問もありました。空き家同様、農地あるいは農業の跡取りをどう確保するかと。農村にとって極めて重要な課題でございます。

そういう中で、昨日の議論の中にもありましたように、自分の後継者だけではなかなか跡継ぎがないということで、やはり外からもお願ひをする、いろんな他産業の方からもお願ひする、いろんな形で担い手を確保する必要があるかと思ひます。そういった意味で、空き家とセットで、いかにまたうまく地域の農業について就いていただくかということも一つの大事な視点ではなかろうかと思っております。

そういう中で、農地を手放したい、貸したい、売りたい、そういう情報と空き家の情報と、これをうまく活用する必要があるかと思っております。とりわけ優良農地、今でも生産性が相当高いにもかかわらず、なかなか担い手が見つからないというものを、やはり先ほど申し上げましたように、地域の資源として利用しながら定住を進めていくということも大事な視点ではなかろうかと思ひますので、農地の情報について、いわゆる農地銀行という形で過去は整理してあった部分もあろうかと思ひますが、そういう点について現在どのように使っているか、よろしくお願ひします。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農地銀行につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、後継者がいないとか、高齢によってどうしても規模を縮小したいという理由により、貸付けや売買、こちらを希望する所有者の方の情報を登録しまして、新規就農者であったり、規模拡大をやりたい農業者にその情報を提供いたしまして、効率的な利用が行われるように、農地の活用をしていただくようなことを目的としております。

現実的には、登録がありました農地につきましては、市のホームページで照会をかけて周知しているところでございます。また、毎月開催されます農業委員会の協議会においても、

農業委員、推進委員ともに情報を共有いたしまして、地域の担い手農業者への利用促進を図っているところでございます。

以上となります。

#### ○7番（原田英雄君）

今お話がありましたように、農地銀行として活用されておりますけれども、私の近くでも実際農業をやるということをおいでいただいて、空き家に住まれて非常に頑張っております。その方は星野のみならず、上陽にも農地を持って、これから先、農業としてやっていくんだという気概を持って一生懸命やっておりますし、できればそういう方が1人でも2人でも増えることが地域にとっていろんな刺激にもなりますし、営農上も新たな営農形態も含めて非常にモデル的に頑張っておりますので、引き続き、そういう情報もうまく発信をしていただきながら定住に結びつけていただけたらと思います。

そこいらで、やはり前回の質問でも申し上げましたけれども、今回、農地法の改正もございまして面積制限というのがなくなりました。したがって、よりフレキシブルに農地を活用できるという観点もございまして、専業農家のみならず、兼業を含めて、やはり農地と空き家を一体的にうまく利用していただくというような形で、情報発信であったり、これをいわゆる農業地帯である八女の一つのモデルといいますか、やはり売りでございますので、もう一つ前面に出しながら定住に進めていただけたらと思っております。

あとホームページを見ますと、地域おこし協力隊を今回、定住の関係でも募集してありました。このきっかけなり、目的について御説明よろしく申し上げます。

#### ○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

現在募集いたしております地域おこし協力隊には、八女市の移住希望者や市民に対する移住・定住の支援のほかに、空き家バンク事業を活用した八女市への移住促進や二地域居住の推進などなど、地域課題の解決に向けた様々な活動を行っていただくべく募集いたしているところでございまして、主な内容につきましては、移住・定住と空き家バンク事業についての業務を担っていただく予定にしているところでございます。

以上です。

#### ○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。やはり定住に結びつけるためにはいろんな方々の御協力がないと、特に地域も地元もそういうつもりでいろんな人となり、お付き合いをしながら受け入れていかなきゃいかんですし、来られる方も不安がある中でお見えになります。うまくコーディネーター役ということでやっていただけたらありがたいなと思っております。

他方、うまくいかなかった例ということをよく聞きますのが、田舎の風習であったり、人

となりにうまくいかなかったというケースもございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとこの観点については、二地域居住について併せて御質問申し上げます。

これについては、先般、2月9日だったかと思ひますが、新たに二地域居住を促進するということで閣議決定もなされたようでございませし、国を挙げて取り組むということで、いよいよまた動き出しております。

そういう中で、特に中山間地域、周辺地域においては、空き家の増加とあわせて、逆にこういう、要は定住する地域と、もう一つ、週末暮らすとか、休みの期間に暮らすとかいう二地域居住ということでの空き家の使い方、あるいは暮らし方というのが一つ今後いろんな面で地域経済にも影響を与えますし、あるいは地域そのものの在り方にもいろんな影響があるかと思ひます。

市長が先般言われていましたように、例えば、お祭りの受け手でありましたり、必ずしもそこに定住していなくても、いろんな地域のサポート役として、あるいは仲間として活躍いただくという意味でも、二地域居住というのは非常に今後八女市としても大事な視点ではなからうかと思ひますし、先進自治体では既にいろんな形で活躍されている人も、地域もあるようでございませ。今後、これらについて副市長どのようにお考えですか。よろしくお願ひします。

#### ○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員御提案のとおり、二地域居住につきましては、まずはパターンが幾つもあるかと思ひます。週末だけなのか、別荘的に使われるのか、世帯を分かれて一時的に来るのかと。そういう方々、様々なニーズがあるか。それをどう受け入れていくかというのも非常に大きな課題だと思ひます。

もう一つ、議員おっしゃいましたように、地元の皆さん方がそういった不特定の部分をどう受け入れていただくかというのもまたこれは大きな課題だと思ひます。そういう意味では、先ほど定住対策課長が申しましたように、地域おこし協力隊の皆さん方の間のサポートをしていただきながら、そういった方々が上手に二地域居住を活用していただくということは非常に大切かと思ひます。交流人口を増やすことで八女を知っていただく、八女の魅力を感じていただく、そのことで、その方がまたそれぞれ発信していただければ、定住につながり、おっしゃいましたように、空き家対策なり、未活用の農地の利用等も視野に入ってきます。地域のそういった方々が増える分だけ地域の活性化も進んでくると思ひます。定住が一番の地域の活性化だと私は思っております。そういった方々が増えていくことも非常に重要な部分だと思っておりますので、そういった面でも二地域居住、定住促進、しっかり取り組んで

いかせたいと思っております。

**○7番（原田英雄君）**

ありがとうございました。これから様々な事業なり、動きがなってくる中で、どうかうまく取り込んでいただいて、定住につながりますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、この件はこれぐらいにしまして、3番目の農業・農村の担い手確保についてということで、今回は、前回も一度お尋ねいたしましたけれども、地域計画、目標地図の策定について御質問を申し上げます。なかなか見慣れない制度かと思ひますので、ここで改めてこの制度の内容について、簡単に御説明をよろしくお願ひします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

地域計画の背景と目的につきましては、国民の食料確保を目指すために、食料生産基盤である農地を将来も維持することが不可欠、このような認識により、地域の農業を残すため、地域の農業が続いていくため、あらかじめ誰が農地を担うのか決めておき、持続可能な地域農業を目指す計画となります。

具体的に申しますと、この農地を誰が耕すのかということを確認にする、農地と農家をマッチングするような、分かりやすい目標地図をつくるような計画となっております。

以上となります。

**○7番（原田英雄君）**

ありがとうございました。今お話がございましたように、今回、方針で国が出された地域計画は、10年後の耕作者を明確にして、地域の中で将来の担い手像をはっきりさせながら取り組んでいくということで、農地、農業を守るという観点で今回の制度が制度化されたといひますか、義務づけられてきたところで、来年末、今年度末が一応策定の期限ということで定められております。

ところが、八女地域においては先般来、八女地域に限らずどこでもですけども、右から左に10年後の担い手が明らかになっているという地域は、逆から言えば非常に少ないと思ひますし、後継者不足、担い手不足という現状の中で、本当にこの地域計画がつかれるのか、絵が描けるのかと私自身は思っております。

しかしながら、これをてこに、国としては今後いろんな政策を進めていくということでございますので、避けて通るわけにはいかないということであえて御質問を出させていただきましたけれども、これから具体的に進めていく中では、私は一番大事なことは、今回の計画づくりを通じて、実は担い手がなかなかいないじゃないの、どげんするかいという話合いを持たれることがまず第一歩だと思ひますし、そういう中で、今後、自分の農地、隣の農地、地域の農地、農業をどうしていくのかということで新たな取組に進んでいくことが本当は必

要だと思っております。

しかしながら、口で言うほど簡単ではないと思いますし、昨日もありましたように、後継者担い手をどう確保するのかということの中で計画をつくっていくということでございますので、極めて難しい課題と思っております。

そういう状況の中で、具体的にどう進めていくのかということで、今、農業振興策として考えてあるプロセス、ステップについて御説明をお願いします。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

現在、地域計画策定に向けて市内を旧町村6地域に分割しまして、それぞれの地域ごとに県普及指導センター、J A、農業委員、認定農業者連絡協議会、市などで構成します地域計画策定推進委員会を設置し、計画策定に向けた協議を進めていく計画となっております。

具体的には、農業振興地域農用地、こちらの中で農業経営基盤強化法に基づく利用権設定の農地、中山間地域等直接支払制度集落協定の農地、認定新規就農者の耕作の農地、こういったもののデータを基に目標地図の素案をまず作りまして、それをもって地域ごとの協議の場を設定する計画となっております。

協議の場につきましては、地域を代表する法人であったり、認定農業者連絡協議会であったり、J A、農業委員、農地最適化推進員などの参画を検討しているところでございます。

以上となります。

#### ○7番（原田英雄君）

先ほど申し上げましたように、この計画を策定するというのは私も極めて難しいと思っておりますし、特に中山間地域においては、いわゆる生産性の観点からもどうこの農地を維持、活用していくのかということは本当に悩ましい状況かと思っておりますけれども、国としては農地をきちんと守って、食料安保上も農地を守るんだということで制度化しておりますので、先ほど申し上げましたように、避けて通るわけにはいかないということでございますが、ここで1点お願いですけれども、具体的にやるにはやはり地域ごとの話合いが極めて重要かと思っております。これは市の職員、あるいは先ほど言われる関係団体も含めて地域に入ってきて、そういう課題を共有しながらこの計画をつくっていかないとなかなか計画づくりも進みませんし、問題解決にもつながっていかないと思いますので、できれば、できるだけ地元に入ってきていただいて、担い手がないところはないなりに、じゃどうしていくのかという話合いであったり、方法論はいろいろあろうかと思っておりますけれども、そういう中で、例えば、集落営農制度であったり、あるいは細かな話を言えば、やはり農地の再整備であったり、機械の共同化であったり、いろんな課題があろうかと思っております。目先には担い手がないことで水路とか農道、共同施設の維持管理ができないとか、様々な課題がありま

すので、この計画をつくることによって課題を共有しながら、一步でも二歩でも解決に向けて取り組んでいく必要があるかと思ひますし、昨日もございましたように、やはり農家だけでできない部分については兼業農家であったり、全く関係ない方、あるいはよそから来られたような方、いろんな方々も最終的には巻き込みながら、その地域の計画をつくっていくとならざるを得んと思ひておりますので、まずはやはり地域でそういう話合ひの場ができるように具体的に取り組んでいただきたいと思ひております。これについてはあと今後に期待をしておりますし、来年3月まで大変と思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは最後に、今回、特に同僚議員も何名か御質問させていただいておりますけれども、地震を受けての気象災害への対応についてでございます。先ほど同僚議員も御質問をさせていただきましたけれども、私はまず耐震化の関係でお尋ねしたいと思ひております。前回の質問の折には豪雨でありましたり、台風でありましたり、そういう観点でございましたので、今回はどちらかといいますと震災、地震についての御質問でございます。

まず、公共施設については、先ほど答弁をいただきましたように徐々に進んではいるところでございますけれども、国においては、もともと耐震改修促進法という法律によりまして、令和12年までに新耐震、いわゆる震度6強でも崩壊しないような建物であったらそういう基準になるように、それを完了することを目標に取り組むということで、県、あるいは市においても耐震化促進計画を策定しながらこれまで取り組んでこられたと思ひております。

そういう中で、特に前回の、先ほど言いました元旦の被災状況を見て、皆さん非常に地震は怖いねということで改めて思われたと思ひます。

そういう中で、やはり耐震化を行政としてきっちり目標に向かって進めていくのは非常に重要な観点ではなかろうかと思ひておりますので、改めて、官民間わず、まずは総合的に耐震化を推進するという観点から、所管する課はまずどちらになりますか。よろしくお願ひします。

#### ○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

八女市における耐震改修促進計画については建設課のほうで策定をいたしております。しかし、建物といひましても公共施設、民間施設、かなりの種類がございまして、広範囲に及びます。現在、各所管課で個別に対応している状況でございますので、総合的にと申しますと定まっていないというのが現状でございます。

以上です。

#### ○7番（原田英雄君）

私が申し上げるのもなんですけれども、ちょうど機構改革等の関係もありましたろうし、先ほど申し上げます耐震促進計画につきましては、いわゆる努力義務ということでござい

したけれども、八女市においてもいち早く策定をして、先ほど言いました令和12年までにやるんだということで計画書には書かれておりますので、これが絵に描いた餅にならないように、本来ですときちんとした形でこれを機会にもう一度整理していただいて、全体的な進行管理を含めて耐震化を進められるような体制整備をまずはお願いしたいというところがございますけれども、担当課は担当課でそれぞれやっておるようでございますので、これから個別にまたお尋ねをしたいと思っております。

そこで、この5月からはようやく八女市も本庁舎は地震の心配をしなくていい新しい庁舎が出来上がります。私も熊本地震のときにはちょうど役所におりましたので、もう役所が潰れるばいということで心配をしておりましたけれども、司令塔の役割として、これから大きな役割を果たす本庁舎ができて、私どもは非常にうれしく思っておりますし、安心しているところがございます。

ところが、あと今度は出先になります各支所の耐震状況はどうかということで心配な向きもでございます。そこいらの耐震の状況についてどうなっておるのか、よろしくお願ひします。

#### ○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

本庁は、ただいま議員もおっしゃったとおり、防災拠点として新たにまた5月の連休明けには開庁するような動きでございます。

一方、各支所につきましては、耐震状況としましては、黒木、立花、矢部の各支所につきましては、昭和56年6月に制定をされました新耐震基準法の制定後に建設されておりますので、そちらについては耐震不足は発生していないかなということでございます。上陽と星野につきましては、それ以前に建設されておりますので、今後対応が求められるということで、今後調査をするようにいたしております。

以上です。

#### ○7番（原田英雄君）

お話にもありましたように、実際、やはり星野支所、上陽支所、今後災害対策の拠点になるべく重要施設かと思っておりますので、できるだけ早く安心して諸機能が維持できますように、よろしく御検討のほどお願いしたいと思っております。

続けて、避難所についてでございます。今回の能登の状況、先ほど来、同僚議員もいろいろなお話をしておりましたけれども、まず避難所、器が潰れては何もなりませんし、恐らく全ての避難所が耐震化があるわけではございませんし、それで耐震が仮にあっても、本当に避難所として活用できるのかというのは、ああいう大規模地震の場合は定かではございませんけれども、現在の避難所の耐震状況について御報告、御説明をお願いします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在、市が設置しております24か所の指定避難所のうち、星野支所と上陽公民館が旧耐震基準で建てられたものでございます。この2か所につきましては、当該支所と協議を行いました上で、来年度から新耐震基準で建設されております星野公民館と八女市農業活性化センターにそれぞれ指定避難所を変更するよう、現在進めておるところでございます。

以上でございます。

**○7番（原田英雄君）**

ありがとうございます。やはり安心しておられる器を造るというのは、そこに避難するというのはまず一丁目一番地かと思っておりますので、今回の能登の震災も見つつ、避難所の在り方については、改めていろんな地区、いろんな状況もあろうかと思えますし、引き続き確保できますようによろしくお願ひしたいと思っておりますが、最終的に先ほどの支所、あるいは避難所として活用している公共施設にはいろんな施設がございます。そういう公共施設の、最終的には先ほど申し上げますように、耐震化促進計画でも一定うたっておりますけれども、具体的に今後の公共施設の耐震化についてどのようにお考えか、よろしくお願ひします。

**○財政課長（田中和己君）**

本市の公共施設等総合管理計画の所管課として、私のほうから御答弁させていただきます。

耐震的に課題となっております公共施設の耐震化につきましては、これまでも学校施設等の耐震化を優先的に進めてきた経過がございます。今後につきましては、各支所長、庁舎のほうも含めて喫緊に検討すべき課題であるということで認識をしております。

財政課としましては、市の公共施設等総合管理計画、こちらを踏まえまして、今後のまちづくりの方向性とか、公共施設の在り方などを様々な角度から検証して、市長の答弁にもございましたとおり、計画的に施設の改善に向けて検討したいということで考えております。

以上です。

**○7番（原田英雄君）**

ありがとうございます。公共施設はその役割から非常に重要な施設でございます。今御答弁いただきましたように、計画的かつできるだけ早く安心できて施設が利用できるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、民間住宅についてお尋ねをいたします。

先ほど市長答弁にもございましたけれども、市として耐震化に向けた補助金制度もございますので、そこで制度の説明と利用状況について御説明をお願いします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

民間住宅の耐震化の補助制度につきましては、本市では木造戸建て住宅の耐震改修に要する費用につきまして補助をさせていただいております、補助金の金額につきましては、耐震診断の結果などの条件がございますけれども、耐震改修工事に要します費用の40%、上限600千円を上限として補助させていただいておりますのでございまして、実績といたしましては、昨年度、令和4年度は2件でございます。

以上でございます。

#### ○7番（原田英雄君）

耐震化補強については様々な工法もありますし、比較的安価にできるような場合もあるようでございますけれども、この際、市民の方々も不安をお持ちですし、先ほど申し上げますように、耐震化をどうやっていくかというのは市としても喫緊の課題かと思っておりますので、今も報告がありました利用実績としては2件と。他方、老朽化した対策が必要な家屋が相当数あるかと思っております。

したがいまして、耐震化の推進について、もうちょっと広報でありますとか、ホームページでありますとか、様々な形で、やはりこの際、補助金がある以上、いかにうまく活用してもらおうかと。そういうことであくまでも耐震化を進めていくための補助金でございますので、利用実績が上がりますように、耐震化の促進、周知徹底をよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、自治体によってはさらに補助金が拡充しているようなところもございまして。利用実績が上がらないのは制度上のものなのか、何なのか分かりませんが、可能であれば、そういう制度も近隣自治体の状況も把握していただいて、必要があれば拡充をしていただいて、とにかく耐震化に取り組むということで、とりわけ木造住宅の老朽化住宅については危険性も高いと思っておりますので、そういう方ができるだけ早く対応していくということが必要にならうかと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、あと耐震化、最後にですけれども、やはり公共施設、あるいは民間住宅以外に、病院でありますとか、福祉施設でありますとか、重要な施設もございまして、道路等もそうでございます。やはり全体的に耐震化が求められる中で、今後、先ほど所管課としては総合的な課は定まっていないということでございしますが、今後、耐震化の促進について、市としてどのようなお考えをお持ちなのか、これは松尾副市長よろしくお願ひします。

#### ○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

先ほど建設課長のほうが答弁申し上げましたとおり、耐震化計画はつくっているものの、その後の進捗管理というのがやる仕組みになっていないといいますが、それぞれの所管のほうで対応願ひますという形になっておりますので、これについては、このままでは進まないとい

というのは明らかでございます。今回の能登の地震を見ましても、やはりきちんとした備えが必要だということでございますので、どのような形で啓発をやっていくか。民間の場合は本当に所有者の意向もありますので、民間啓発が必要ですので、どのようにやっていくかというのはしっかり考えていかなきゃならないと。

一方、公共的な施設については、財政課長が申しましたように、きちんと管理計画がありますので、それに基づいてやっていきたいと。

もう一つ、道路の関係は、非常に道路の耐震というのは、橋の転落防止とか、様々なことがありますので、今回の能登の地震を見ても、現場に駆けつけられないというのは、道路橋梁の問題がありますので、ここはしっかり造っていかなきゃならないという思いがありますので、しっかりとした地震対策については、僕らはまだまだ不十分だということを御指摘いただきましたので、研究、検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

#### ○7番（原田英雄君）

ありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

あと震災以外の災害について一、二点お尋ねをしたいと思っておりますが、時間も押してきておりますので、前回も御質問させていただきました河川内の流木については、原課も一生懸命やってあるようでございますし、一部、多分県管理区間辺りがちょっと残っている部分があるかと思っておりますので、引き続き、河川内の流木の撤去については、市民の方が梅雨前にどげんかいということをご心配してある方もいらっしゃいましたので、いま一度御確認いただいて、早期撤去をよろしくお願ひしたいと思っておりますし、軟弱な護岸についても可能なところから補強整備、あるいはしゅんせつ等についても既にやってあると思っておりますので、引き続き、安心・安全のためによろしくお願ひ申し上げて、これについては質問しないということでお願ひしたいと思っております。

それから、あと集落の孤立化の防止と孤立した場合の対応ということでございますが、先ほど来申し上げました、特に地震の場合は、皆さん想像してお分かりのとおり、能登の状況を見ますと、特に中山間地域を抱える八女市においては相当部分で孤立するのではないかと考えられます。

副市長言われましたように、道路は右から左に強固な道路で、地震に強い道路というのは簡単にはいかないと思っておりますし、孤立することを前提に対策を打っておく必要があろうと思っておりますので、とりわけやはり情報、まずは情報がつながらなくなってくると。携帯電話も数時間でつながらなくなりますし、地域の状況が分からなくなることがまず一番困るんじゃないかならうかと思っておりますし、それが分からなければ後の対応は手の打ちようがないということでございますので、そこいらの情報をやはりきちんと把握していくために、前回ちょっと申し上げましたけれども、旧星野村では防災行政無線を使った双方向通信であったり、一

部消防の移動系の無線機を集落に配備したりということで万が一に備えた対応をしております。山間地域が多い本市において、やはり今回の震災を見ても、一気にいろんなところが孤立するという状況になりますので、そこらの情報確保、連絡体制の確立についての個々のお考えについてよろしくをお願いします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本市では、現在、非常時の通信手段といたしまして、衛星電話や消防無線、防災行政無線を整備しているところでございます。孤立集落が発生しまして電話等が不通となった際は、この消防無線を活用して情報収集などを行うこととなります。

一方で、携帯電話各社の基地局につきましては、停電などの緊急時に備えてバッテリーが搭載されており、停電後数時間は携帯電話が利用できると伺っておるところでございます。

非常時の連絡手段の確保につきましては大変重要であると認識をしておりますので、今後とも停電時における携帯電話の通話可能時間内での初期対応や多様な連絡網の構築など、様々な角度から研究してまいりたいと考えております。

#### ○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。より具体的に、現場を踏まえた上での八女市に合う連絡体制の確立をよろしくお願ひしたいと思っております。

集落網、ただいまの連絡網でございますが、行政区も広うなっておりますし、区長さん1人に連絡を取っても隣の集落とは連絡がつかないとか、それぞれにいろんな連絡網の確立を含めて、改めて孤立した場合の備えはどうあるべきかということで検討していただけたらと思っております。

そういう中で、特に先ほど言いました支所の役割については、市長答弁にもございましたように非常に重要な役割がありますし、旧町村においては支所がやはり情報の終点でございますし、発信の基地でもございますし、様々な対策をするための拠点になるべき役割でございます。そこいらにつきまして、やはり今言いますような連絡網の確立であつたり、具体的な避難訓練であつたり、マニュアルであつたり、そういうものがもうちょっと整備すべきじゃないかと思っておりますけれども、今回の能登の震災を受けて、そこら辺について何かお考えがありましたらよろしくをお願いします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

広大な面積を有する本市につきましては、いっどこで局地的な災害が発生するか分からない状況でございます。

このような中で、災害時に災害対策本部と各支所がより連携いたしまして対応できるよう

に、平常時から実態に即しました体制構築を進めることが重要であると考えております。

以上でございます。

**○7番（原田英雄君）**

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、やっぱり支所がどう対応するか、特に初期対応は重要な役割を担っておろうかと思ひます。せつかく支所長もおいでいただひておひますので、そこいらについて星野支所長、お考へがありましたらよろしくお願ひします。

**○星野支所長（川口良和君）**

お答へいたします。

原田議員が言われまふように、豪雨災害時における初動対応が一番重要だと考へておひます。特に市民の人命と財産を守るためには日頃からの情報の収集、災害対応の訓練が必要だと認識しておひます。支所につきましても、日頃から行政区長及び児童民生委員、消防団と合同での図上訓練、防災訓練、それと、地域防災計画の見直しを行つておひまして、緊急災害時への対応を行つておひます。

しかしながら、大規模な災害が発生してしまひますと、どうしても住民からの数多くの被害状況などに対しまして対応に時間を要するということもござひます。また、避難状況の把握、現場での対応につきましても、支所の職員では不足するということもござひまして、本庁からの協力を得て対応している状況でござひます。今後、災害対応につきましてもはしっかりと検証しまして、本庁所管課と連携して、迅速かつ的確に対応していきたく考へておひます。

以上でございます。

**○7番（原田英雄君）**

ありがとうございます。私も何回か災害の折に支所にも顔を出させていただきました。本場に現場で一生懸命少ない人数で対応をやっていただひておひます。

そこで、私ちょっと1点感じたのが、地域の方は、例えばどここの道がくえとるばいと、どこがどげんなつておるばいと、誰さん方がどげんばいと連絡が入ります。

しかしながら、合併していろんな職員が人事異動等である関係もあつて地元のことが分からないということで、連絡がスムーズにいかずに、なかなか市民の方にうまく伝わらなかつたり、あるいは市民の方の御意見を受けることができなかつたというケースをよく聞きました。

したがひまして、今後、これは最終的な人事体制等につながつてくるものかと思ひますし、ですので、そういう土地勘というのは非常に支所では重要になると思つておひます。そういう意味で、人材活用をどうしていくのかという観点にもなろうと思ひますし、今の人事制度でいひますと、再任用であるとか定年延長という課題もござひますので、そこいらも含めて、

経験ある方が長く勤めるという形もありますので、そういった方々にも支所出身者であったり、人事配置でうまくやっていただいたら、もっとよりスムーズにサポートができるんじゃないかと思えますけれども、そこいらについて人事課長いかがでしょうか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

職員の配置の件でございますけれども、先ほどおっしゃったように、経験豊富な再任用の職員、それから、今年度から始まります定年延長によって役職から離れる職員、こういった職員がこれからどんどん増えてまいります。

そういった状況の中、人材育成であるとか、緊急な対応を要するような職場への配置、こういったことを踏まえて、今後総合的に対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

**○7番（原田英雄君）**

どうかよろしく願いいたします。人材に限られた中、人事配置も大変かと思えますけれども、各支所ではやはりそういうこと、支所の職員を頼りにいろんな形で動いておりますので、どうかよろしく願いしたいと思えます。

それでは最後に、市長にお尋ねいたします。

今回、災害用のトイレトレーラーや浄水器等を予算化していただいております。日頃から防災対策には特に力を入れてやっていただいておりますし、市長もいつも言われるように、やはり平成24年の災害を経験されておって、それが今の政策に生きているのかなと日頃から感じているところでございます。

そういう中、今回、元旦に発生をいたしました地震、あれだけの大規模災害をいつこの八女も受けるか分からないと。そういう状況の中で、特に地震は予想ができないと。いつ何どき起こるか分からないということで、やはり日頃の備え、あるいは有事に向けてどうしておくのかというのが極めて大事になろうかと思ひまして、今回、これだけの質問をさせていただきました。

中でも支所、避難所の耐震化の問題でありますとか、様々な課題もまだあるようでございますけれども、最後に、今後の災害に備えて市長の御所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

**○市長（三田村統之君）**

今回の石川県の能登半島の地震災害、いろんな情報で私ども課題の多さに、実は本当にこれからどうやってこういう大規模な地震災害に対応していくのかということを真剣に行政として考えていかなきゃならんということを痛感いたしておるところでございます。

特に感じましたのは、今、議員から言われましたように、孤立集落の問題とかございます

けれども、様々な課題がございますけれども、道路の決壊が非常にひどいですね。だから、あれだけ道路が決壊しますと、いわゆる集落の皆さん方が避難所に行くことができない、移動ができないということですね。それから、逆に食料とか、いろんな支援物資を送るにしても、道路が決壊しているとどうにもならないという状況が多々ございました。私はいかにして被災者の皆さん方を避難所に届けるか、このことは非常に大事なことでございますので、やはり八女市の場合、先日の八女香春線の決壊がございましたけれども、あれだけ決壊して大変な通勤をするにしても、学校に行くにしても時間をかけて行かなきゃいかんと。ですから、いろんなことを考えますと、道路の迂回路を造ることが何よりも大事ではないかなと考えておるところでございますので、いろんな課題が山積をしております。平成24年度災害で星野村も大変な被害を被りました。あのとき一部集落が孤立化をして連絡が全然取れないと。自衛隊に要請して、八女消防署の職員をヘリコプターに乗せてロープで集落に降ろして、そして、住民の皆さん方の要望、食料とか薬品とか、そういう状況でございましたので、特に中山間地における災害については道路の整備を、迂回路を造っておかなきゃならんと今感じて、その準備を今し始めているところでございます。

いろんな課題がたくさんございますけれども、今日は議員からいろんな部分で御指摘をいただいております。私ども先ほど課長からも答弁をいたしましたように、しっかり対応について考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○7番（原田英雄君）**

市長、力強いお言葉をいただきありがとうございます。

災害はいつ発生するか分からないという中で、市当局をはじめ、消防署、消防団員の方々、あるいは関係機関の方々、日頃の御労苦に改めてこの場でお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

引き続き、市民の命と財産を守るために、災害に強い八女市づくりに取り組んでいただきますように改めてお願い申し上げ、併せて今日は時間がございませんで申し上げませんでしたが、前回申し上げましたように、地域での取組も非常に重要かと思っております。やはり地区防災計画をはじめ、地域も自らが今回の能登災害等を見てどうしていくのかということを考えながら取り組むこともまた重要な課題であろうかと思っております。その点も今後御指導をよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（橋本正敏君）**

7番原田英雄議員の質問を終わります。

14時40分まで休憩します。

午後2時31分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

10番川口堅志議員の質問を許します。

○10番（川口堅志君）

皆さんこんにちは。今日は傍聴ありがとうございます。1月の地震災害で被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。

本日の一般質問は、1つ目、老朽化した市営住宅の今後の取組について、そして、2つ目、まちのコインの現状と新たな取組について、3つ目、漬物工場の支援について、以上この3点を質問いたします。

詳細には質問席にてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

10番川口堅志議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、老朽化した市営住宅の今後の取組についてでございます。市営住宅において老朽化の現状はどの程度把握しているのかという御質問でございます。

市営住宅におきましては、予防保全的観点から定期的な点検を行うほか、日常的に保守点検が望ましい箇所につきまして、日常点検の実施を行い、建物の劣化などの状況把握に努めております。

現状の対策はどのように考えているのかということでございます。

建物の内外装、設備などの経年劣化に応じて適時適切な修繕を計画的に実施し、建物を長期にわたって良好に維持管理していくため、八女市公営住宅等長寿命化計画に基づき、その対策に努めてまいります。

次に、今後の新しい取組としてプランはあるのかという御質問でございます。

八女市公営住宅等長寿命化計画に掲げる中長期的な市営住宅の需要見通しを踏まえ、市営住宅の継続的な維持管理や個別改善、用途廃止などの事業手法の推進を図り、適切な維持管理に努めてまいります。

また、市営住宅の入居要件の緩和に伴い、本年4月から、所得が低い単身者は年齢に関係なく入居できるようになりますので、今後は団地内の活性化や空き室対策につながっていくものと考えております。

次に、まちのコインの現状と新たな取組についてでございます。運営の実態はどのようになっているかということでございます。

まちのコインの事業運営は市が直接行っており、スタッフにつきましては、市職員と併せて地域おこし協力隊を配置し、事業のプロモーションや加盟店の新規登録などの業務を行っ

ております。

会員の年齢層はどのようになっているかという御質問でございます。

現在、まちのコインの利用者は約6,900人であり、20代から60代まで幅広い年齢層で利用されております。

今後の効果的なプランでございますが、誰もが参加し、つながることができるまちのコインを通して、地域内の人や地域と、地域外からの多様な人材の関わりを促進し、本市への新しい人の流れをつくり、良好なコミュニティの形成や地域の活性化に結びつくような仕組みづくりとして発展していくように努めてまいります。

最後に、漬物工場への支援についてでございます。

食品衛生法の改正により、本年6月より営業許可が必要となるが、製造工場への支援はあるのか及び今後支援策は考えているかにつきましては、一括して答弁をさせていただきます。

食品衛生法の改正により、福岡県では漬物生産者への支援策として、今後、農家グループを対象に、漬物の製造、販売に必須となる営業許可の取得に必要な設備投資に関わる経費を支援する事業が行われる予定です。

市といたしましては、漬物を生産されている農業者がこれまでどおり活動を継続するための支援が必要であると考えており、今後、営業許可の取得に必要な支援策を検討してまいります。

また、商工振興施策として、市内で新規創業される場合や既存の商工事業者において新分野、新事業を展開される場合を対象に、八女市新規創業・新事業展開補助制度を実施しております。

以上、御答弁いたします。よろしく願いいたします。

#### ○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。それでは、最初に老朽化した市営住宅の今後の取組についてということで質問をさせていただきます。

八女市にはかなり老朽化した市営住宅が点在しております。特に黒木を中心に、奥八女のほうには築40年以上の住宅が点在していると思っておりますが、どの程度あるか、お伺いをいたします。

#### ○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

現在、本市では44団地、908戸の市営住宅を管理しておりまして、築年数が40年以上経過した戸数につきましては512戸でございます。そのうち、八女東部地区に限ってでございますけれども、159戸が築年数40年を経過しているところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

古くなれば今の建築基準に満たない建物がほとんどであると思います。このような建物は壁が剥げたり、非常に危険な建物だと私は思っておりますが、その危険な建物の数はどの程度あるかお伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

危険な建物ということでございましたけれども、本市では入居者の安全を第一に考えておりまして、滑落など見られる外壁は応急的な改修、修繕を随時実施しておりまして、劣化状況に応じて優先順位を判断いたして適正な改修を実施することによりまして入居者の皆様が安心して暮らせる住環境づくりに努めているところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

古い建物は水洗トイレもなく、悪臭の中で生活をしている方、また、危険な状態の中で生活をしているところも私が見たところでは多々あると思います。

危険な建物を取り壊さなければならない建物は現在あるのか、そしてまた、取壊しの計画はあるのかお伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

市営住宅のし尿処理につきましては、建物の立地条件などによって異なっておりまして、下水道処理、合併浄化槽処理、くみ取りでの対応をさせていただいているところでございまして、施設の老朽化につきましては、毎年度計画的に対応しながら随時対応して安全確保に努めているところでございます。

また、くみ取りから浄化槽への変更、し尿処理の変更を望まれる団地もございますけれども、こちらに関しましては、法令に伴いまして家賃の基準が変わるということで家賃が上がることとなりますので、事前に関係者と協議の上、入居者と十分協議の上、対応させていただいているところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

それぞれの事情で仕方なく我慢しながら、老朽化した市営住宅で暮らしていらっしゃる市民もおられます。一人も取り残さない市政の理念にやはり快適な暮らしを提供しなければならないと私は考えますが、今後、市営住宅の整備計画はありますか、お伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

本市では、市営住宅の施策を実現するための基本的な方針や取組を明らかにすることを目的といたしました計画といたしまして、八女市公営住宅等長寿命化計画を策定いたしております。随時必要に応じて改定をさせていただきながら計画的に修繕、改善に努めているところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

築40年以上もたてば老朽化が進行して修理の必要性に迫られます。

先ほど修理もしていただいておりますが、現状で40年以上たっている建物で修理をして使えるところがありますか。また、その計画があるか、お伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

市営住宅につきましては、建物の構造に応じまして、法令に基づいて標準管理期間というのが定められておりますので、それを基に既存のストック、既存の市営住宅につきましては長寿命化を図っていくことといたしておりますので、先ほどの長寿命化計画を策定いたしておりますので、これに基づいて維持管理をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

取り壊さなければいけない建物もたくさんありますが、建て替えを検討しているところは再利用できますが、取り壊したままの跡地は空き地となってしまいます。このような状況が発生したときの利用計画も用意しておかなければならないと思いますが、何か検討していることはあるのかお伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

御質問の市営住宅の建て替えにつきましては、現在、具体的に事業化に向けて検討しているところはございませんけれども、市営住宅の建て替え、また、用途廃止に伴いましての跡地利用につきましては、やはり並行して検討の段階から議論、検討が必要だと考えておりますので、しっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

点在している老朽化住宅は集約して、まとめて高齢者にも安全・安心な住みやすい住宅等を用意することも大事なことでありますが、本市での基本構想の策定はしているのかお伺いします。

また、計画の段階での事業、コンセプトの検討はしているのか、お伺いをいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

八女市が策定いたしております長寿命化計画におきましては、住宅確保要配慮世帯、住宅が必要な世帯の方々のセーフティーネットとして、安心して住み続けていただける住まいとしてではなくて、若い方の持家の取得や次のステップに移るための住宅として市民の皆様に広く入居の機会を与えることが必要だと考えております。

また、そうしまして市民の方々が安心して生活できる環境づくりに努めることをこの計画では基本理念、コンセプトといたしまして計画いたしておりますので、これに基づいて事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

八女東部のほうの住宅はエレベーターもなく不便で、まず若者が入居することはないと思っております。このようなことでは定住者もなかなか増大しかねます。

今後、地区ごとに建物の集約検討はしていく計画はあるのか、お伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

現在、具体的な市営住宅の集約について事業の検討はいたしておりませんが、やはり今後の事業手法を検討するに当たりましては、長寿命化計画において推計をいたしました今後の八女市の必要管理戸数に基づいて市営住宅の集約などは行っていかなければならないと考えております。

また、併せて民間の賃貸住宅が少ない東部地区におきましては、住宅確保要配慮世帯に対する市営住宅の役割というのは非常に大きいということが推測されますので、地域別に供給量を設定いたし、検討して安定した住居戸数を確保する必要があると考えております。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

市営住宅に入居する際に当たって年齢制限もあると聞いておりますが、どのような住宅にどのような年齢制限があるのか、また、これを緩和の検討はしたのか、お伺いをいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

現在の八女市営住宅の入居資格につきましては、成年であり、同居または同居しようとする親族がある方、いわゆる同居要件が必要となっております。また、単身の方につきましては、原則60歳以上の方が申込みできることとなっておりますけれども、先般の市議会におきまして関係条例の改正の承認をいただきましたので、4月からの入居申込みに当たりましては年齢に関係なく、生活に困窮されております単身の若い人も入居が可能とさせていただいたところでございます。

以上です。

○10番（川口堅志君）

誰もが快適な住まいで過ごすことは望んでいることですが、入居者も加味した新しい取組で今までにない市営住宅の計画も必要かと思えます。このようなシミュレーションもしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

今後も八女市におきます市営住宅の供給につきましては、民間の賃貸住宅との役割分担というのを明確にした上で、その役割に応じた住宅のありよう、まずは基本住宅、基本ストックを活用していかなければならないと考えておるところでございます。

具体的には高齢者の方、障がい者の方、子育て世代などに本当に住宅に困窮されていらっしゃる世帯に対してのセーフティーネットとしての住宅を確保することと併せまして、若い世代の定住促進の受皿となるような役割を果たすような市営住宅の供給も必要ではないかと考えております。

あわせまして、市営住宅の運営が将来の財政負担にならないように効率的で適正な運営を目指して、例えば、民間のノウハウを生かしたような財政負担の少ない活用計画も併せて検討していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○10番（川口堅志君）

今後、少子高齢化に向けた対策で、高齢者を受け入れる安心・安全な市営住宅の供給や、身体能力が低下した高齢者が自立して生活できるようにバリアフリー化された住宅、また、高齢者が必要に応じ介護、福祉、医療、生活支援のサービスが受けられる施設誘致や外出を促すバリアフリー環境の整備、自治コミュニティ活動、そして、就労等の社会参画など、生きがいを持って健康に暮らすことができる環境整備が必要だと考えております。そして、子育て世帯やファミリー世帯に向けては、地域のニーズに沿った生活利便施設等の導入、また入居者、地域のニーズを踏まえた施設導入、サービス提供、若年層の入居や近居の誘導、高齢者世帯と子ども世帯との近居の促進等、様々な課題を考慮しながら少子高齢化に向けた取組をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、まちのコインの現状と新たな取組についてということでお伺いをします。

まちのコインも5年を過ぎたと思えますが、知人に聞いてみるとアプリはかなりインストールされてあるものと確認をしております。先ほど会員も増えて6,900人ということでしたが、加盟店が目標は125か所となっております。併せて達成はできているのか、お伺いをいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市のまちのコインの事業状況につきましては、市長答弁にもございましたとおり、現在、利用者は約6,900名でございまして、加盟店につきましても現在277か所となっております。目標を達成している状況でございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

随分と増えてかなり忙しくなっているように推測しますが、現在従事しているスタッフの数は何名で、そして、スタッフの数は足りているのかお伺いをいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

現在、まちのコインの事業運営につきましては、市職員と合わせまして3名の地域おこし協力隊で事業運営を行っているところでございます。現在は市が直接事業運営を行っている状況ではございますが、この事業の最終的な目的は、地域の多様な主体の参画の下、官民連携、地域一体となった運営協議会を立ち上げて実装していただく、自立運営をさせていただくということが目標となっておりますので、今後、運営主体につきましては協議をしていく必要があると考えております。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

会員の方の年齢層も様々だと思いますが、やはり年代に応じた対応も不可欠だと思います。

スタッフの年齢は何歳から何歳まででしょうか。また、現状のスタッフで会員の年齢ごとの対応はできておりますでしょうか、お伺いをいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

現在、事業運営を行っていますスタッフの年齢層につきましては、20代から30代の若い世代で運用を行っておりまして、各年齢層に応じて対応させていただいておるところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

会員の皆さんも様々だと思いますが、子どもから高齢者で幅広い年齢層がいらっしゃると思います。

スマホの扱いはなかなか高齢者だと困難なことが多いと思います。高齢者の配慮はどのようにしているのかお伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

スマートフォンに不慣れな高齢者におきましては、市内の公民館で行われております講座のほうに参加をさせていただきまして、スマートフォンの操作等の説明を行っておりますし、また、つながるバスでは、不定期ではございますけれども、まちのコイン講座を開いておりますので、そちらでもスマートフォンの活用、まちのコインの活用の推進を行っているところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

近年では小学生からタブレットを支給されて、そして、学習に役立てております。子どものパソコンは私たちよりもかなり高度な技術を持ち合わせておりますが、使用方法には問題ないと思いますが、両親の苦情等はあるのかお伺いいたします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

先ほど議員御質問いただいたような苦情は今のところお聞きしたことはございませんけれども、そういった事例が起きないように、利用登録の際であったり加盟店での利用時においてしっかり配慮していくように努めてまいるところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

会員の受け付ける年齢制限はあるのか。ないとすれば子どもの会員数は現在どれぐらいあるのでしょうか。分かる範囲で結構でございますので、お願いします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

まちのコインの利用登録には、年齢制限はございません。

また、利用者の年齢の登録ということでございましたけれども、こちらにつきましては5歳単位での登録でございますので、御質問いただきましたような小中学生の利用人数というのは把握できておりませんが、現在の利用者の中において14歳未満の利用者は42名になっているところでございます。

以上です。

**○10番（川口堅志君）**

八女市でも各地での取組も研究なされているとは思いますが。

これは大阪府八尾市の例でございますが、カヤック開発をまちのコインを活用して八尾市における地域産業の根本的な実証実験を行っていると、また、ものづくりである八尾市では、サービス業などを含む第3次産業就業者の割合が増加しているのに対し、製造業などの

第2次産業では就業者が減少しているとのこと、これにより同市では産業振興の発展、事業承継、創業支援、商店街活性化などの課題がある中に、カヤックで八尾市でもものづくり現場を体験できるイベント内などにまちのコインを導入する実証実験を実証していると。八尾市の協力を得ることで町全体をフィールドとし、第2次産業に加え、第3次産業も実証実験範囲を広げている。これにより事業者と地域住民のコミュニティづくり、そして、事業者同士の横のつながり、市外の関係人口の創出を強化しているようです。

近年の実証実験では、まちのコインを「やおやお」の名称で、八尾市城内30か所のスポットで利用可能にし、地域のお祭りや商業の活性化のため、イベントなど地域内外の住民が気軽に交流できる体験を提供していると、このようになっております。八女市におかれましても、これに負けない行動をしているように思われます。今後の具体的なプランがありましたらお伺いをいたします。

#### ○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

令和2年度より国の地方創生交付金を活用して開始してまいりました、このまちのコイン事業につきましては、開始当初はコロナ禍において行動制限がある中で、やはり想定していたような活動ができないような状況でございました。その後、コロナによる行動制限が緩和されたことによりまして、イベントの出展やPRを精力的に行ってまいりまして、また、市内の祭りと連動してコミュニティ通貨を活用する企画イベントなどを実施することによりまして、先ほど紹介させていただきましたまちのコインの利用者数であったり、ユーザーの新規獲得につながってきたものだと認識をいたしているところでございます。

また、議員先ほど御紹介いただきましたとおり、現在、全国では20を超える自治体、地域でまちのコインを導入されているということは認識をいたしております。

その取組内容につきましても、祭りやイベント、商店街の活性化を目的としたものであったり、地域活動または多世代交流によります地域コミュニティを目的とした取組など、様々なまちのコインは幅広く活用されているということも認識しているところでございます。

本市におきますまちのコイン事業につきましても、地域課題を解決して市外の方々と本市の関わり方を増やしていくためのツールといたしまして、今後も発展させることによってにぎわいづくり、関係人口の創出につなげていければと考えておるところでございます。

以上です。

#### ○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。しっかりと進めていただいているようでございますので、安心をいたしました。私も加盟店でございますので、できる限りの協力はしていきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。漬物工場の支援についてということでございます。

今まで漬物関係は高齢者の収入源であったと思います。私たちも道の駅、各種販売所で買うことが多く、製造者の名前も明記されて安心して購入をしておりましたが、これはかなり困難になるということになると非常に残念に思います。

これまで久留米市は350件の届出を出している方が営業許可を取得されたのは35件と僅かでございます。

本市におきましても、かなりの製造業者がいるかと思われませんが、現在まで届出にて製造している方はどれぐらいおられるのか、また、営業許可を取得している方はどれぐらいおられるのかお伺いをいたします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

食品衛生法の関係は福岡県のほうが管轄をされておりますので、県の南筑後保健福祉環境事務所のほうにお尋ねをさせていただきましたところ、従来、令和3年5月まで届出制であった頃、その頃までにあります八女市での登録者が91件で、直近の状況としまして、本年1月31日現在で改正食品法の関係で許可を受けられている事業者の方が35件とお答えいただいております。

以上でございます。

**○10番（川口堅志君）**

漬物製造者は高齢者が多く、グループで集まり、楽しく仕事をしながら健康維持までできていると、このようにお聞きしますが、食中毒など食品衛生は非常に大事なことだと認識はしております。法改正で高齢者の仕事ができないようになるならば、本市としても、それに対応できるしっかりとした支援策まで検討していかなければならないような気がします。空き店舗など現在はどの地区でも点在しております。何とか高齢者の漬物製造が維持できるように支援策を考えてほしいと市民の方から強く要望がありました。今後の支援策は何らかの形で取り組んでいただけるか、また、その対策はあるのか、お伺いをいたします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

まず、商工振興施策としての考え方を述べさせていただければと思います。

商工振興策のほうでは、新しく起業される方でありますとか、新しく事業を展開される方に対しまして、新規創業・新事業展開補助金がございます。

また、新商品の製造や開発に取り組む方につきましては、ものづくり補助金による支援を行っております。

これらの支援は、企業や新たな事業展開、新商品開発を行うことにより収入を得たり増やしたりしていくことを支援しまして、管内の産業振興、ひいては定住促進や雇用拡大につなげていくことを目的として実施をさせていただいております。そのため、支援を希望される方には事業計画書や八女商工会議所や八女市商工会の指導を受けた証明書等を提出いただきながら、また、新規創業者の方につきましては、商工会議所、商工会が実施します講習会を受講していただき、事業運営に必要な知識を習得していただいております。よって、販売所に出荷されている方がまだ事業者として活動されておられないのであれば、八女市新規創業事業補助金の要件を満たしていただければ支援することができますし、また、既に事業者として活動されている方におかれましては、新事業展開補助金やものづくり補助金の要件を満たされれば、そちらの方法で支援することができると考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

続きまして、農業者向けの支援策でございます。

令和6年度におきまして福岡県の事業として農家グループを対象に漬物製造、販売に係る営業許可、こちらの取得に伴います施設や設備の導入に対する補助金ができております。補助率が2分の1以内、最大補助金は上限が1,500千円というような形で支援事業のほうで令和6年度実施されます。

現時点で県の事業の詳細については、問合せしましたが、分からないような状況でございます。補助対象経費、何が具体的に該当するのか。必要な書類関係、こちらのほうが詳しく示されておりませんが、説明会が実施されるという形、確認を取っておりますので、説明会が実施されましたらきちんと適切に推進を行うように計画しているところでございます。

また、市としましても、女性農業者、高齢農業者の活動の場として非常に重要な機会ではないかなということ考えております。

先ほど説明しました県の支援事業、こちらの内容が分かりましたら、県の事業で何が十分で何が支援策として不十分なのか、きちんと調査させていただきまして、必要な分ございましたら市のほうでも十分検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。しっかりとサポート計画ができておるように思いますので、高齢者の方が多いと思いますので、しっかり指導していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ○議長（橋本正敏君）

10番川口堅志議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 22 分 延会